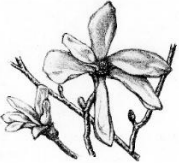
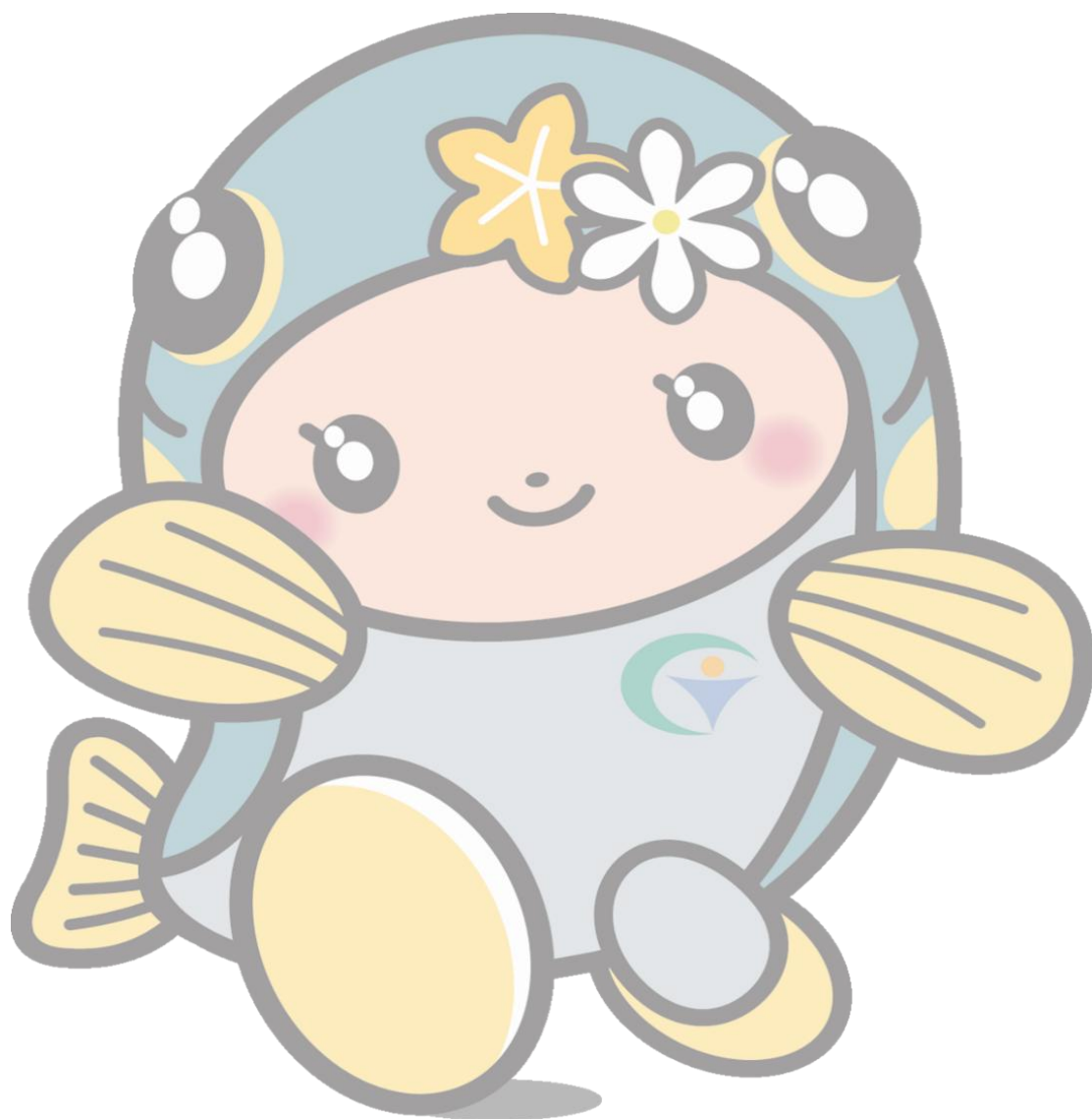


 紹介します 

郡上市の健康福祉

～ 令和7年度 ～



はじめに

紹介します 郡上市の健康福祉

郡上市健康福祉部では、市民のみなさんの日常生活に関わりの深い、健康と福祉に関する様々な業務を行っています。その中でも、特に重要な事業や取り組みについて知っていただくために、この冊子を作成し、配布しています。

健康福祉に関する取り組みの指針である「第2次郡上市健康福祉推進計画」の基本理念である

「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上」
にもとづいて、市民のみなさんとともに、ずっと暮らし続けられる郡上を築いて行きたい
と思います。

市民のみなさんには、この冊子をご覧くださいことで、ご自身の健康づくりや、暮らし
の問題の解決など、また、支え合いの地域づくりの推進などに役立てていただければ幸い
に思います。



令和7年度市の予算編成方針

命を守る 郡上をまもる 若者の未来を守る

市では令和7年度予算編成にあたり、郡上市の持続可能な発展のためには「思い切った改革」が必要との考えから上記予算編成方針を定めました。これは若者の人口減少を食い止め、消滅可能性自治体からの脱却に挑戦するものです。

～ 令和7年度予算のポイント ～

◆社会情勢の変化等に合わせた事務事業の**見直し**を実施！

◆消滅可能性自治体からの脱却を目標に
乳幼児から高齢者まで必要な所へ**予算を配分**！

◆道路、上・下水道など、社会インフラの適切な
維持管理と充実！

◆維持管理費の高騰等を受け、**水道料**、施設**利用料**などを
適正化！

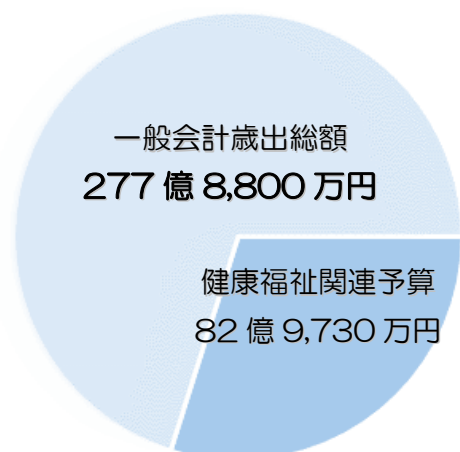
健康福祉部においても予算のポイントに基づき、主に市単独事業で、社会情勢や住民ニーズの変化等により、当初の目的に変化が生じてきた事業や、その効果が薄れてきた事業、他制度により対応可能な事業等を中心に見直しを行い、事業の廃止・縮小を実施しました。

廃止・縮小した事業には市民の皆さまに直接影響が及ぶものがありますが、予算編成方針・ポイントでもお示ししたとおり、消滅可能性自治体からの脱却に挑戦するものですので、ご理解をいただきたいと思います。

「若い世代」へのシフトを掲げて「子育てに優しい町」となれるような政策とともに、真にお困りになっている高齢者に対する政策にも取り組みます。

～ 令和7年度の健康福祉関連予算とその使い道 ～

令和7年度の健康福祉関連予算



令和7年度の一般会計予算額は277億8,800万円（令和6年度肉付予算※との比較0.3%増）、このうち福祉・保健・医療に使われる予算額（民生費と衛生費の一部）は82億9,730万円（同比較0.3%増）となっています。



※肉付予算とは

令和6年度は市長選挙があった為、当初予算は必要最低限の予算（骨格予算）が組まれました。

新市長就任後、市長の意向を踏まえ計上された6月補正予算を加えたものを肉付予算と呼びます。

健康福祉予算の使い道

本書では、健康福祉予算の使い道を

- ① 安心して子育てができる環境づくり
- ② 安心して暮らせる社会づくり
- ③ 安心できる保健・医療・年金制度の充実

の3グループに分け、ゼロ予算事業も加えてご紹介します。

また、特に知ってもらいたい事業について概要とねらいや課題、そして市民のみなさんに私たちからの願いをお伝えします。



はじめに

第2次郡上市健康福祉推進計画を紹介します	1
----------------------------	---

1. 【安心して子育てができる環境づくり】編

① 郡上市こども家庭センターで切れ目のない相談支援を！〔児童家庭課・健康課〕	4
② 妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付で一体的に支援します〔健康課〕	5
③ 拡充 おむつのサブスクの利用料を全額補助します〔児童家庭課〕	6
④ 小中学生・高校生等の医療費を助成します〔社会福祉課〕	7
⑤ 発達が気になる幼児・児童の子育てを支援します〔社会福祉課（子ども発達支援センター）〕	8

【特別コラム】

子どもの周囲にタバコの煙がない環境を!! ～加熱式タバコもタバコです!～	9
受動喫煙のない社会を!!～郡上市受動喫煙防止対策ガイドライン～	10

2. 【安心して暮らせる社会づくり】編

① 重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組んでいます〔社会福祉課〕	12
② 障がい者総合相談窓口を開設しています〔社会福祉課〕	13
③ 障がいのある方が安心して暮らせるよう支援します〔社会福祉課〕	14
④ 身体・知的障がい者相談員の活動を支援します〔社会福祉課〕	15
⑤ 障がい者等の手当を支給します〔社会福祉課〕	16
⑥ 拡充 在宅障がい者の方の交通費を助成します〔社会福祉課〕	17
⑦ ふくし相談支援センターを開設しています〔社会福祉課〕	18
⑧ 新規 生活保護受給者等の健診（検診）の自己負担額を助成します〔健康課〕	19
⑨ 介護職員の方の奨学金返済を支援しています〔高齢福祉課〕	20
⑩ こころの健康づくりと自殺予防にとりくみます〔健康課〕	21

【特別コラム】

高齢者施策の見直しと今後の取組	22
国民健康保険税の税率改定	23

【広告】

ねんりんピック岐阜 2025 いよいよ開催!	24
------------------------------	----

目次 Contents

紹介します 郡上市の健康福祉

3. 【安心できる保健・医療・年金制度の充実】編

① 産後ケア事業で産後早期の育児を応援します〔健康課〕	26
② 特定不妊治療費を助成します〔健康課〕	27
③ 定期予防接種事業（B類）について〔健康課〕	28
④ 特定健診・特定保健指導を行っています〔保険年金課・健康課〕	29
⑤ 各種がん検診を行っています〔健康課〕	30
⑥ がん患者の方の医療用補正具の購入費を助成します〔健康課〕	31
⑦ 骨髄移植ドナーと本人が勤務する事業所へ費用を助成します〔健康課〕	32
⑧ 健康づくりプロジェクト事業を行っています〔健康課〕	33
⑨ 「食育」を推進します〔健康課〕	34
⑩ 将来も地元で安心して医療を受けられるように努めています〔健康課・保険年金課〕	35
⑪ 後期高齢者医療で受けられる健診を紹介します〔保険年金課〕	36
⑫ 医療費を限度額まで抑えることができます〔保険年金課〕	37
⑬ 子育て世帯を対象とした給付・保険税負担軽減があります〔保険年金課〕	38
⑭ 国民健康保険税の軽減制度があります〔保険年金課〕	39
⑮ 後期高齢者医療制度のしくみはこうなっています〔保険年金課〕	40
⑯ 医療費適正化の取組みにご協力をお願いします〔保険年金課〕	41
⑰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行っています 〔保険年金課・健康課・高齢福祉課〕	42
⑱ これが国民年金のメリットです〔保険年金課〕	43
⑲ 国民年金の保険料免除・猶予制度があります〔保険年金課〕	44

4. 【行政情報番組】

行政情報番組「健ちゃん、福ちゃん」を放送します	45
-------------------------	----

【広告】

令和6年度 郡上市シニアクラブ連合会 シニア作品	46
--------------------------	----

5. 【事業一覧】

「安心して子育てができる環境づくり」	47
「安心して暮らせる社会づくり」	49
「安心できる保健・医療・年金制度の充実」	52

6. 【各種相談窓口一覧】

ひとりで悩まないで！



～ 第2次郡上市健康福祉推進計画を紹介します ～

本計画は、上位計画である第2次郡上市総合計画との整合性を図りつつ、基本理念である「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上」を目指すため、取り組むべき優先健康福祉課題を「認知症」としました。



認知症ってどんな病気？

高齢になって脳の働きが悪くなり、物忘れを中心とした症状が出る病気です。要介護状態になる原因で一番多く、医療だけでなく、社会全体の支援を組み合わせないと、介護者に大きな負担がかかります。



なぜ 認知症という課題にしたの？

認知症の方や介護者に対しては、医療・福祉サービスの支援に加え、家族や地域全体で支えていくことが必要となります。また、認知症を防ぎ支えることは、生活習慣・医療だけでなく、地域活動といった社会的な対策も求められるため、より多くの人たちの取り組みが必要になります。

つまり、「認知症を防ぎ支えること」は、基本理念にある「みんな」で取り組んでいかなければならない重要な課題なのです。

認知症といえば、若い世代には関係ない病気と思われるかもしれませんが、子どものころからの望ましい食習慣や運動習慣が、認知症予防にもつながります。



この計画のねらいは？

子どもからお年寄りまで、障がいのある方もない方もすべての市民のみなさんの生活満足度が高まり、住みなれた地域で暮らし続けられるために、保健・医療・福祉の施策を一体的に推進できるよう、この計画を策定しました。



なるほど！私たちみんなが認知症を理解し支えることに取り組むと、みんなが住みなれた地域で暮らし続けられる郡上市につながるのですね！

計画の評価項目と数値目標

健康や福祉に関する課題は幅広い分野と関連しているため、だれもが明確に取り組みやすい優先課題として、「認知症を防ぎ支える」としました。また、「認知症を防ぎ支える」ための具体的に取り組む行動を項目ごとに、10年後（令和7年度）の目標値として設定しました。

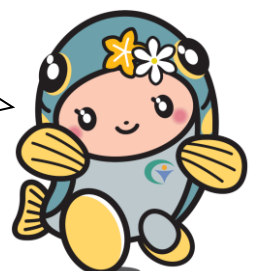
行動	項目	平成26年度 現状	令和3年度 現状	令和7年度 目標値
食習慣	塩分の多い食材や料理（漬物・干し魚・味噌煮等）を重ねて週3回以上食べる人の割合を減らす	成人 10.0% 高齢者 22.1%	14.9% 25.2%	7.0% 16.0%
	野菜（緑黄色・淡色）をほとんど毎日食べる人の割合を増やす	成人 33.2% 高齢者 36.7%	31.6% 29.4%	40.0% 40.0%
	何でも噛める人の割合を増やす	成人 42.7% 高齢者 19.1%	49.0% 26.1%	45.0% 30.0%
	日に3杯以上、砂糖を含む飲み物を飲む人の割合を減らす	成人 3.5% 高齢者 3.2%	3.5% 3.1%	3.0% 3.0%
運動	運動習慣がある人の割合を増やす	18～39歳 男性15.4% 女性 6.6% 40～64歳 男性14.9% 女性 7.5%	26.8% 11.6% 13.8% 14.0%	男性 20.0% 女性 10.0%
		高齢者 男性73.7% 女性63.7%	69.7% 59.1%	男性 65.0% 女性 55.0%
喫煙	喫煙率を減らす	18～39歳 男性35.1% 女性 7.6% 40～64歳 男性30.7% 女性 5.6% 妊娠期 0.0%	21.9% 8.4% 30.7% 5.1% 0.0%	男性 30.0% 女性 6.0% 男性 25.0% 女性 4.0% 0.0%
		小学生 男子 0.8% 女子 0.4% 中学生 男子 2.0% 女子 1.2% 高校生 男子 5.1% 女子 2.8%	0.7% 0.4% 1.4% 1.1% 4.1% 1.2%	0.0%
	タバコを吸ったことのある子の割合を減らす			
	妊産婦の家庭に喫煙する人のいる割合を減らす	49.4%	31.8%	40.0%
行動	項目	平成26年度 現状	令和3年度 現状	令和7年度 目標値
アルコール摂取	お酒を飲む人のうち、飲酒量が2合以上の人の割合を減らす	18～39歳 男性25.3% 女性13.3% 40～64歳 男性36.8% 女性11.7%	11.6% 5.4% 39.1% 16.3%	男性20.0% 女性10.0% 男性30.0% 女性10.0%
		小学生 男子13.3% 女子 9.1% 中学生 男子23.8% 女子19.6% 高校生 男子33.6% 女子33.3%	11.1% 4.7% 11.5% 3.7% 19.8% 12.1%	0.0%
ストレス	自分自身のストレス解消法のある人の割合を増やす	小中学生 男子80.3% 女子76.0% 高校生 男子79.6% 女子77.2% 18～39歳 男性82.7% 女性78.8% 40～64歳 男性67.2% 女性68.4%	82.4% 80.3% 82.7% 83.5% 80.8% 81.7% 66.9% 79.5%	85.0% 85.0% 85.0% 75.0%
		介護者 76.1%	81.0%	85.0%
支え	ボランティア活動をしている人の割合を増やす	18～39歳 男性21.2% 女性 7.1% 40～64歳 男性24.0% 女性19.5% 高齢者 男性22.9% 女性17.8%	19.4% 6.3% 22.9% 16.0% 22.7% 19.0%	男性30.0% 女性10.0% 男性30.0% 女性25.0% 男性30.0% 女性25.0%
		高齢者 男性55.8% 女性58.7%	60.2% 65.5%	男性65.0% 女性65.0%



みんなが何に取り組むべきか、はっきりしているし、
目標数値にむけて、頑張っていけばいいんだね！

第2次郡上市健康福祉推進計画は、明確な目標（認知症を防ぎ支える）と具体的な取り組み、その達成状況確認のための目標数値設定により、だれもが取り組みやすい計画となっています。

令和7年度は計画の最終年度です。ここまでの成果や取り組みの確認などを進めていきます。



1. 【安心して子育てができる環境づくり】編



1.【安心して子育てができる環境づくり】編

① 郡上市こども家庭センターで切れ目のない相談支援を！

—児童家庭課・健康課—

《概要》

令和6年4月から、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」が開設されました。これまで実施してきた、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の意義や機能は維持したうえで、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、個々の家庭に応じた、相談支援体制の強化を図ります。



健康課

【相談内容】主にお子さんや保護者のからだやこころについて

場 所：大和町徳永 618 番地 大和保健福祉センターやまつつじ ☎88-4511
八幡町島谷 228 番地 郡上市役所健康課（本庁 2 階） ☎67-1834

スタッフ：保健師

児童家庭課

【相談内容】家庭や子ども相談、入園、手当、虐待や DV について

場 所：八幡町島谷 228 番地 郡上市役所（本庁 1 階） ☎67-1817

スタッフ：児童家庭相談員

【相談内容】主に子育てに関する悩み、子育て支援情報について

場 所：八幡町小野 8-5-1 子育て支援センター（はちまん児童館内） ☎66-0209

スタッフ：子育て相談員

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 1,030 万円

※みなさんの税金と国や県からの補助金でまかなわれています。

《担当課からのお願い》

妊娠期から子育て期（概ね 18 歳）の不安や悩み、困りごとに対し関係機関と連携して、みなさんのサポートをさせていただきます。お気軽にご相談ください！

1.【安心して子育てができる環境づくり】編

②「妊婦等包括相談支援事業」及び「妊婦のための支援給付」で一体的に支援します

—健康課—

《概要》

○妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

妊娠期から子育て期の困りごと・心配ごとについて寄り添い、必要な支援につながっていただくため、面談やアンケートを行います。

○妊婦支援給付金（妊婦のための支援給付）

伴走型相談支援との組み合わせにより、産前産後期間における経済的支援をします。

1回目の給付 （妊娠届出後）	妊娠届出書提出時に保健師と面談の上、申請する。 対象：郡上市に住所を有する妊婦 給付金額：妊婦1人あたり5万円
2回目の給付 （出産後）	妊娠8ヶ月頃にアンケート回答のほか、赤ちゃん訪問時に保健師等と面談の上、申請する。 対象：郡上市に住所を有する産婦（流産・死産等も対象となります） 給付金額：子ども1人あたり5万円（ふたごの場合10万円）

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 2,692万円

※みなさんの税金と国や県からの補助金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

「妊婦等包括相談支援事業」および「妊婦のための支援給付」を一体的に行うことで、妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができることをめざしています。

《担当課からのお願い》

- ・妊婦支援給付金の申請は、保健師との面談後1か月以内にご提出ください。（他の自治体で支給を受けた方は対象外となります。）
- ・妊娠中や子育て中に困ったこと・気になることがあるときは、周りの人や、医療機関、保健師などに話してみましょう。



③ おむつのサブスクの利用料を全額補助します

—児童家庭課—

《概要》

おむつのサブスクリプションサービス（保育園に直接紙おむつ・おしりふきが届く月額定額制サービス）を園へ導入し、利用料を全額補助することで保護者の利用促進を図り、保護者及び保育士の負担を軽減し、保育サービスの向上を図ります。

《対象者》

市内の公立保育園、私立認可保育園・認定こども園に入園している0歳児から2歳児クラスの園児で、おむつのサブスクを利用している園児の保護者

令和7年度からは、認可外保育施設に通っている0歳児から2歳児の保護者も対象になりました。

《手続き》

お子さんが通ってみえる園へお申し込みください。

認可外保育施設の場合は、児童家庭課へお申し込み下さい。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 801万円

※みなさんの税金でまかなわれています。

《担当課からのお願い》

おむつのサブスクを利用することで、保護者がおむつ1枚1枚に名前を書く必要がなくなることや、おむつを園へ持参する手間がなくなります。保育園も、園児ごとにおむつを管理する必要がなくなり、保育士の業務負担軽減につながります。



④ 小中学生・高校生等の医療費を助成します

—社会福祉課—

《概要》

小中学生・高校生等（有職者含む）の医療費の自己負担分（通院・入院）を助成します。現物給付または医療機関で支払った医療費を市へ請求する償還払いにより助成するものです。

※医療費のうち一部対象とならないものもあります。

【助成対象】

満6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方（市外の高校へ通っている方も含みます。所得制限はありません。）

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 6,537 万円

※みなさんの税金でまかなわれています。

《申請・助成について》

【受給者証交付の申請】

受給者証の交付には、申請が必要です。（転入、新しく高校に進学等をされる場合）

- 申請先 本庁（健康福祉部社会福祉課）または各振興事務所（振興課）
- 必要書類 ① 申請書
② 対象者本人の健康保険証（コピーでも可）
③ 振込先口座の確認できるもの（口座通帳等）
④ 来庁者の本人確認書類

【償還払いの申請】

申請は随時受け付けしています。

- 申請先 本庁（健康福祉部社会福祉課）または各振興事務所（振興課）
- 必要書類 ① 申請書
② 対象者本人の健康保険証（コピーでも可）
③ 医療費領収書
④ 高額療養費又は付加給付金の支払通知（該当する場合）
⑤ 振込先口座の確認できるもの（口座通帳等）

1.【安心して子育てができる環境づくり】編

⑤ 発達が気になる幼児・児童の子育てを支援します

ー社会福祉課（子ども発達支援センター）ー

《概要》

成長発達が気になる幼児・児童一人ひとりの状態に合わせ、児童福祉法に基づくサービスを幅広く行っています。また、子育てに関する不安等、保護者の相談も随時受け付けています。

サービス種類		区 分	サービスの概要
障害児相談支援		対象児	児童福祉法に基づくサービスを利用する全ての幼児・児童
		サービス内容	児童福祉法に基づくサービスを適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行なうとともに、指定事業者との連絡調整等を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	対象児	未就学児
		サービス内容	遊びを通して興味関心を引き出しながら、ことばの発達やコミュニケーション・運動発達等を促します。
	居宅訪問型児童発達支援	対象児	重度の障害等により、外出することが困難な児。
		サービス内容	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	対象児	就学児
		サービス内容	将来を見据えた生活能力向上に向けた訓練や社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	訪問先	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・特別支援学校・児童養護施設・放課後児童クラブ等、児が集団生活を営む施設。
		サービス内容	対象児が、施設において他の児童との集団生活の適応のための支援を行います。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 7,518万円

※みなさんの税金や国・県の補助金でまかなわれています。

【郡上市子ども発達支援センター：電話 65-5967（八幡保健センター内）】



《担当課からのお願い》

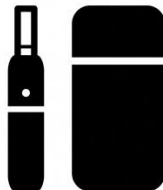
児童発達支援等のサービスの必要性を総合的に判断するため、対象児の心身の状況や、家庭および集団の場での生活状況等を調査した上で支給決定を行います。

子どもの周囲にタバコの煙がない環境を!!

～加熱式タバコもタバコです！～

タバコの煙に含まれる有害物質は、さまざまな健康被害をもたらすことが医学的にも証明されています。

最近、従来の紙巻きタバコから、加熱式タバコに替える方が増えてきています。加熱式タバコは煙が目に見えない分、害が少ないと思われがちですが、有害物質を含んでいることには変わりありません。ここではその違いについてご紹介します。

紙巻きタバコ	加熱式タバコ
刻んだタバコ葉を紙で巻いてあり、タバコの先に火を付け、フィルターを通し、煙を吸引するもの。  ※外箱パッケージにニコチン・タールの表示あり	タバコ葉を加熱することにより、ニコチン含有エアロゾル（霧・ミスト）を発生させて吸引するもの。  ※外箱パッケージにニコチン・タールの表示なし
<u>タバコの害って…</u> ・煙には約 5,300 種類の化学物質が含まれ、その中に、約 70 種類の発がん関連物質が含まれる→煙を吸うと害になる！ ・副流煙・喫煙者の呼気からも有害物質が発生する→受動喫煙による害も起こる！	<u>煙は見えないものの…</u> ・吸引するエアロゾル(霧・ミスト)はニコチンを含んでいるので依存性はかわらない→やめにくい！ ・加熱温度が紙巻きたばこより低いが発がん性物質は発生！ →タバコ葉を使っている点は変わらない！ ・呼気からは有害物質を含むエアロゾルが吐き出される。また使用中の本体からもエアロゾルは漏れ出ている。

地域みんなで子どもたちがタバコの煙にさらされない環境づくりを一緒に目指しましょう！

＜お問い合わせ先＞

健康課（大和保健福祉センターやまつつじ） 電話 88-4511

受動喫煙のない社会を!!

～郡上市受動喫煙防止対策ガイドライン～

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が改正され、「特に健康影響が大きい子ども、患者等に配慮」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」などの具体的な対策が定められました。

本市においても、郡上に暮らす人、訪れる人が共に幸せを感じ、幸せに暮らしていける「まち（感幸立市）」を目指すため、市民・事業者（団体）・行政が一体となって受動喫煙防止対策を推進するための指針として「郡上市受動喫煙対策防止ガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、国が目指す姿を参考として、下記のように、施設等の種類ごとにどのような対策をとるかを定めています。

郡上市受動喫煙防止対策ガイドライン				改正健康増進法	
分 類		具体的な施設	とるべき措置	対象施設	対 策
施設	①子どもや妊産婦 有病者などが多く 利用する施設	＜第一種施設＞ 児童福祉施設、学校 （幼稚園、小・中学校、 高等学校等） 医療機関、薬局等	敷地内完全禁煙	第一種施設 ①学校、医療機関、 児童福祉施設など 受動喫煙により健康 を損なう恐れが 高い者が主として 利用する施設とし て政令で定めるもの	敷地内禁煙
	②官公庁施設 （市が設置し管理 する施設）	＜第一種施設＞ 行政機関の施設（地方 自治体に設置義務が あるものや、政策や制 度の企画立案業務が 行われている施設。市 役所本庁舎、各振興事 務所、消防署等）	敷地内禁煙	②行政機関の庁舎 （行政機関がその 事務を処理するた めに使用する施設）	
		＜第二種施設＞ 上記以外の施設（文化 センター、図書館、体 育館、クリーンセンタ ー等）	敷地内禁煙または屋 内禁煙	第二種施設及び喫 煙目的施設 多数の者が利用す る施設のうち、第一 種施設以外の施設	原則屋内禁煙※2喫 煙専用室、指定たば こ専用喫煙室または 喫煙目的室設置可 。令和2年4月1 日に現存する飲食 店であり、かつ客席 面積100㎡以下で 個人または中小企 業（資本金5千万円 以下）が営むもの （既存特定飲食提 供施設）について は、当分の間、喫煙 可能室設置可
	③上記以外の多数 の者が利用する施 設	＜第二種施設＞ 職場（事務所）、飲食 店、老人福祉施設、介 護保険施設、障害福祉 サービス等事業所、公 民館、集会場、金融機 関、商店、宿泊施設、 娯楽施設、駅、公共交 通機関等	敷地内禁煙または屋 内禁煙 ただし、事情により 禁煙とすることが極 めて困難な場合には 当分の間、法に定め る喫煙専用室、指定 たばこ専用喫煙室、 喫煙可能室または喫 煙目的室の設置対策 ※1を講じること		
屋外	④子どもの利用が 想定される公共的 な空間	公園、遊園地、通学路、 イベント会場等	受動喫煙防止のため の配慮が必要		

※1 改正法における詳細な要件等については、厚生労働省のホームページ内の受動喫煙防止に関するページ等参照。

※2 第二種施設中、居住にあたる場所や旅館の客室（簡易宿所営業施設及び下宿営業施設の個室以外の客室を除く）宿泊施設の客室（個室に限る）の場所は適用除外となります。

＜お問い合わせ先＞

健康課（大和保健福祉センターやまつつじ） 電話 88-4511

2.【安心して暮らせる社会づくり】編



2.【安心して暮らせる社会づくり】編

① 重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組んでいます

—社会福祉課—

《概要》

地域の過疎化や高齢化等が起因して、住民が抱える生活課題は複雑化・複合化する傾向にあります。多様化する支援ニーズに対応するためには、包括的な支援体制（重層的支援体制）の構築が必要とされており、支援関係機関の連携強化などによる段階的な体制整備を行います。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 570万円

※みなさんの税金や国の補助金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

●庁内連携体制の構築等の取組

関係部局を横断した連携会議を開催し、住民が抱える複雑化・複合化した生活課題に対応するために効果的な重層的支援体制の構築に向けて検討を行います。

●多機関協働の取組み

単独の課（支援機関）では対応が難しい複雑化・複合化した相談事例について、重層的支援会議を開催し、様々な関係者による幅広い見解のもと、支援内容の検討や実務の役割分担を行います。

●アウトリーチ支援等を通じた継続的支援の取組

福祉サービスが必要であるにも関わらず、相談窓口へ繋がっていない人（潜在的支援対象者）に対して自宅訪問や親族へのアプローチ等を通じて、積極的に適切な支援へ繋がります。

●参加支援の仕組みづくりに向けた取組み

地域との関わりや社会的な繋がりを失っている方を受け入れるため、居場所の確保や開拓に取り組めます。

《担当課からのお願い》

「支える側」「支えられる側」といった関係性を超えて、人と人とが世代や分野の隔たり無く、地域の中で丸ごとつながる「地域共生社会」の実現に向け、行政・関係機関・地域住民が一丸となった体制構築を目指します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

2.【安心して暮らせる社会づくり】編

② 障がい者総合相談窓口「基幹相談支援センター」「生活支援ネット・ぐじょう」を開設しています

—社会福祉課—

《概要》

障がいのある方の様々な相談や、障がい者虐待に関する相談や通報に対応する窓口として、基幹相談支援センターを開設します。また、障がいのある方が地域において自立した活動ができるようにするための支援を NPO 法人や障がい福祉事業所と協力して行います。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 544 万円

※みなさんの税金や国・県の補助金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

障がい（身体・知的・精神）のある方やそのご家族の様々な悩みや相談支援をワンストップで行います。また、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応のため、関係機関や団体、地域住民等による支援・協力体制を強化します。

●地域の相談支援体制のネットワークづくり

- ・地域全体の支援力向上をめざし、障害福祉サービス事業所との連携を強化します。
- ・関係機関や団体、地域住民等による支援・協力体制を強化します。

●障がい者に対する権利擁護活動

- ・成年後見制度の普及啓発に努めます。
- ・障がい者への虐待防止研修会の開催と、通報の窓口を開設しています。

【郡上市基幹相談支援センター（市役所社会福祉課内）】

電話 67-1811

【NPO法人「生活支援ネット・ぐじょう」（大和町徳永 368-1）】

電話 88-2219

《担当課からのお願い》

障がいに関する様々な相談に応じ、地域での生活を応援しますのでお気軽にご相談ください。

③ 障がいのある方が安心して暮らせるよう支援します

—社会福祉課—

《概要》

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい者福祉サービスの給付や公費負担医療の支援を行います。

	サービス種類	サービスの概要
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）・同行援護・短期入所（ショートステイ）・生活介護・施設入所支援	介護給付とは、比較的障がいの程度が重い人に対し、自宅や事業所で入浴・食事・排せつなどのお手伝いをしたり、夜間を含め一時的に障がい者をお預かりしたりするサービスです。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付とは、障がいの程度が軽い人に対し、一般就労に向けた就労訓練や、日中の余暇活動に対する支援などのサービスです。
地域生活支援	相談支援・地域活動支援センター・移動支援・日中一時支援・日常生活用具給付・訪問入浴サービス	介護給付及び訓練等給付は制度で定められた必須のサービスです。地域生活支援事業では、必須サービス以外で郡上市に必要と思われるサービスを提供する事業で、相談支援や訪問入浴などがあります。
県補助事業	難聴児補聴器購入事業・ニュー福祉機器助成事業・介助用自動車購入費等助成事業・要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業	障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、補聴器やパソコン、介助用自動車、非常用電源装置の購入にあたり助成を行います。
補装具	身体機能を補完・代替する用具を給付します。	
自立支援医療（更生医療） （育成医療）	医療を行うことにより、身体の機能障がいを軽減または改善するなど、確実に効果が期待できる治療等の医療費を支給します。	

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額

介護給付	4億 9,474 万円	訓練等給付	3億 4,996 万円
地域生活支援	3,091 万円	県補助事業	65 万円
補装具費	686 万円	自立支援医療	1,095 万円

※みなさんの税金や国・県の補助金でまかなわれています。

《担当課からのお願い》

福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、障がい者の心身の状況、介護者や居住環境等の状況、サービスの利用状況を調査したうえで支給決定を行います。また、所得状況や利用するサービスによって自己負担が生じることがあります。

④ 身体・知的障がい者相談員の活動を支援します

—社会福祉課—

《概要》

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が、身体や知的に障がいのある方が日常生活を送る上での様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 51 万円

※みなさんの税金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

身体障がい者相談員（18 名）・知的障がい者相談員（3 名）は、障がいのある方の様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

具体的には、

- 障がいのある方が必要としている福祉サービスを受けられるように福祉事務所などとのパイプ役になります。
- 障がいのある方の社会参加に関する地域活動、行事、啓発活動を実施します。

なお、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員は、心身に障がいのある方の福祉増進に熱意があり、奉仕的に活動できる方、地域の実情に精通している方で、障害関係団体からの推薦に基づいて、市長が委嘱します。任期は2年間です。

《担当課からのお願い》

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員は、障がいのある方の福祉増進活動を行っています。活動に対してみなさんのご協力をお願いします。



⑤ 障がい者等の手当を支給します

—社会福祉課—

《概要》

心身に法令で定める程度の障害を有する障がい者（児）本人や、障がい児を養育している父母または養育者に対し手当を支給します。

	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
手当支給者	20 歳未満の障がい児を 養育している父母 または養育者	20 歳以上の 障がい者本人	20 歳未満の 障がい児本人
手当額（月額）	1 級 56,800 円 2 級 37,830 円	29,590 円	16,100 円
支給月	4月、8月、12 月	2月、5月、8月、11 月	
支給者	県	市	
対象となる 障がいの程度	法令に基づき、医師が診断した結果（診断書）等により障がいの程度を 審査します。 手当ごとに、対象となる障がいの程度が異なります。		
申請窓口	各手当とも申請窓口は、市役所社会福祉課または各振興事務所です。		
支給制限	次のような場合、手当は支給されません。 ・ 手当を請求する人や、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額 以上あるとき ・ 障がい者（児）が施設（通園施設は除く）に入所中のとき ・ 障がい者が病院等に3か月を超えて入院等をしているとき		

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額

- ・特別児童扶養手当 県事業
- ・特別障害者手当 2,215万円
- ・障害児福祉手当 357万円

※みなさんの税金や国・県の補助金でまかなわれています。

助かるねえ



《担当課からのお願い》

手当ごとに、対象となる障がいの程度や申請時に必要な書類が異なりますので、事前にご相談ください。

⑥ 在宅障がい者の方の交通費を助成します

—社会福祉課—

《概要》

在宅の身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者で市内に住所を有し、居住している方の通院または通所にかかる交通費の一部を助成しています。

対象となる方

手 帳 等 要 件	
身体障害者手帳所有者	1 級 ～ 3 級
療育手帳所有者	A1 ～ B1
精神障害者保健福祉手帳所有者	1 級 ～ 2 級
難病患者	特定疾患医療受給者

所得による助成制限は福祉医療と同じ要件のため、福祉医療受給者証の交付を受けている方が対象となります（生活保護受給者を除く）。

対象となる交通費

障害者手帳に記載されている障がい等に起因する病院への通院
障害福祉サービス事業所への通所

助成額

対 象 者	助 成 額
障害者手帳に記載されている障がい等に起因する通院のため、病院へ福祉有償運送またはタクシーを利用する場合	料金の2分の1 片道 1,500 円上限 月額 40,000 円上限
自家用車での通院・通所	1 kmあたり7円 片道 1,500 円上限 月額 40,000 円上限

※バス・鉄道については、障害者手帳の提示で半額となりますので対象外となります。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 在宅障がい者交通費助成事業 508 万円

※みなさんの税金でまかなわれています。

<担当課からのお願い>

- ・申請をいただいた医療機関等への通院通所に対する交通費のみ、助成の対象となりますのでご注意ください（事前の登録申請が必要です）。

⑦ ふくし相談支援センターを開設しています

—社会福祉課—

《概要》

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護にいたる前の生活の困りごとに関する相談支援窓口を開設しています。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 2,054 万円

※みなさんの税金や国の補助金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

「病気になって働けなくなった」、「収入が不安定で生活に困っている」、「子どもが家に引きこもっている」、「障がいがあるけど働きたい」など、暮らしの中の様々な困りごとに対し、自立した生活を送るための支援を行います。

生活に困っていて、暮らしを維持することができなくなる恐れのある方は誰でも相談できます。年齢の制限はありません。また相談は無料です。

- まずは、困ってみえることを何でもお話しください。
- あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、自立に向けた計画を立てます。
- 自立への目標にいっしょに取り組みます。

【ふくし相談支援センター ： 電話 88-9988】
郡上市社会福祉協議会 地域福祉課内



お気軽に
お問い合わせください



《担当課からのお願い》

福祉に関するあらゆる相談に応じ、問題解決のお手伝いをさせていただきます。
「こんな相談してもいいのかしら」、「どこに相談していいのかわからない」、そんな時は
お気軽にご相談ください。

⑧ 生活保護受給者等の健診（検診）の自己負担額を助成します

—健康課—

《概要》

生活保護受給者および中国残留邦人の方の健康の維持と疾病予防を目的として、各種健診（検診）にかかる費用（自己負担額）を助成します。

健診（検診）の種類		対象者
一般健診	基本健診	30 歳以上の方
がん検診	胃がん	バリウム（40 歳以上の方） 胃内視鏡（50 歳以上の方）
	大腸がん	40 歳以上の方
	結核・肺がん	40 歳以上の方
	子宮頸がん	20 歳以上の女性
	乳がん	40 歳以上の女性
歯科検診	歯周病検診	40、50、60、70 歳の女性
	ぎふ・さわやか 口腔健診	75 歳以上の方
その他	骨粗しょう症	40、45、50、55、60、65、70 歳の女性

※上記健診（検診）を希望される方は、事前のお申し込みが必要です。

※受診の際は、対象者であることの証明が必要です。生活保護受給者の方は「生活保護受給証明書」、中国残留邦人の方は「本人確認証」をご持参ください。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 18 万円（健（検）診費用 16 万円と自己負担分2万円）

※みなさんの税金と国や県からの補助金でまかなわれています。



《この事業のねらい》

健診（検診）にかかる費用（自己負担額）を助成し、健診（検診）を受けやすい環境を整えることにより受診を促し、自身の健康状態の把握と、健康維持、疾病予防の推進をめざしています。

⑨ 介護職員の奨学金返済を支援しています

—高齢福祉課—

《概要》

介護職員として郡上市内の介護事業所で働きながら奨学金を返済する方に対して、学校在学中に貸与を受けた奨学金の返済を支援します。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 120万円

※みなさんの税金と国や県からの補助金でまかなわれています。

【対象者】

下記の条件を満たす方で、福祉に関する資格の有無は問いません。

- ① 奨学金の貸与を受けて大学・短期大学・専修学校・高等学校に進学し、卒業された方
- ② 郡上市内の介護事業所に就職し、今後5年以上継続して勤務する意欲のある方
- ③ 郡上市内に住所があり、住んでいる方

【助成期間】

最長で5年間

【助成金額】

該当する年度内に返済した奨学金の額分（上限は20万円）

※最大で100万円（20万円×5年間）の返済を支援します！

《この事業のねらい》

奨学金の返済支援をもって、介護に従事する人材の確保と就職した事業所への定着を図り、高齢者が安心して生活できる地域づくりを目指します。

《担当課からのお願い》

初回の申請および交付は、雇用開始日から1年以下の方のみであり、既に長期間働いている方は対象外となります。但し、異業種で働いた後に介護職員（常勤）として働き始めた方でも、奨学金（教育ローン等は除く）の返済中であれば対象となります。詳細は高齢福祉課にお問合せください。

⑩ こころの健康づくりと自殺予防にとりくみます

—健康課—

《概要》

心の問題は、経済や生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しています。関係機関が連携し、心の健康づくりの啓発に取り組み、自ら貴い命を亡くされることがないように、悩んでいる人を孤立させず相談できる体制を進めます。

- いのち支え合い虐待防止推進協議会等の関係機関・団体とのネットワークを強化します。

- 自殺予防や心の健康づくりについて普及啓発を進めます。

《大切な命のポスターを活用した普及啓発》

- 自殺対策を支える人材の育成を進めます。《ゲートキーパー研修会》

母子成人保健推進員推員、民生委員児童委員等を対象に、アルコール依存、傾聴等についての理解を深め適切な対応をとることができる人材の育成

- 相談支援員を配置し、相談事業を充実します。

- ・臨床心理士等によるこころの健康相談（予約が必要です）

月・火曜日の9時～17時まで

☎ 88-4511

- ・岐阜いのちの電話フリーダイヤル

市内からの固定電話と、郡上市内から発信する携帯電話のみ

通話料が無料です。

☎ 0120-434-376

毎日19時～22時、第1第3土曜日のみ8時～22時

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 186万円

※みなさんの税金と県からの補助金でまかなわれています。



《この事業のねらい》

関係機関が連携した体制をつくり、心の問題や経済・生活問題など様々な相談を総合的に受けられるようにします。また、うつ病などの心の病気やその対応について、様々な機会や媒体を活用してわかりやすくお知らせします。

《担当課からのお願い》

この事業は、「支え合い、助け合う安心のまちづくり」につながる取り組みです。安心して心豊かな生活を営むため、身の回りの困りごとなどお気軽にご相談下さい。

※各種相談窓口は、最終項の「ひとりで悩まないで！」を参照ください。

高齢者施策の見直しと今後の取り組み

令和7年度の予算編成にあたっては、人口減少と財政のひっ迫を背景として全庁的に様々な事業の見直しを行いました。高齢者施策においては、真に困りのある方に対する支援をできる限り厚くしていくこと、また社会情勢の変化に応じて必要性が生じたことへの取り組みを強化することを念頭におき、これまで継続的に実施してきた複数の事業の見直し（廃止や縮小）を行いました。

事業名	区分	見直しの趣旨
長寿者褒賞事業（百歳お祝い）	一部廃止	お祝いの贈呈は効果が限られるため取りやめる。 市長の表敬訪問と祝い状、記念品の贈呈は継続する。
敬老会事業	廃止	敬老訪問（商品券の配布等）の割合が8割を占め、事業開始時の目的が果たせていないと判断したため廃止する。
在宅高齢者等介護慰労事業	廃止	介護サービスの利用促進による実質的な介護負担の軽減を図るため、家族介護に係る慰労金は廃止する。
介護用品支給事業	廃止	特に注力すべき事業（買い物支援、移動支援等）を実施するため個人給付型の事業を縮小する趣旨により廃止する。
高齢者いきいき住宅改善助成事業	廃止	介護保険制度の範囲内で必要な住宅改修の支援が可能であるため廃止する。
高齢者の生きがいと健康づくり事業	廃止	シニアクラブに対する活動補助金が同種の目的となっているため、当該事業は廃止する。
ひとり歩き高齢者家族支援事業（GPS機器補助）	廃止	スマートフォンの活用などにより本事業によらなくとも目的が果たせるようになってきていることから廃止する。
認知症対策事業（個人賠償保険加入料）	廃止	個人での加入が可能となり市が行う必要性が低下したため廃止する。

このような事業の見直しにより全体の予算配分を調整することで、新たに取り組むべき事業、そして充実すべき事業に取り組んでいきます。令和7年度においては新たに「高齢者買い物あんしんサポート事業」として移動販売を行う個人事業者に対する支援を行います。また、虚弱高齢者の介護タクシー等の利用助成については、利用条件（要介護度）の緩和を行い、より多くの方に利用いただけるよう制度の拡充を行います。

今後も人口減少と過疎化が進むことから、このような買い物困難者への支援、移動困難者への支援の必要性が高まってくると予測しています。また、将来を見通すと、働き手の減少により、今当たり前に受けられる介護サービスが受けられなくなる恐れがあります。そのため、介護職員の確保対策についてこれまで以上に力を入れていきます。市民の皆様には、このような高齢者施策の見直しの趣旨についてご理解をいただきますようお願いいたします。

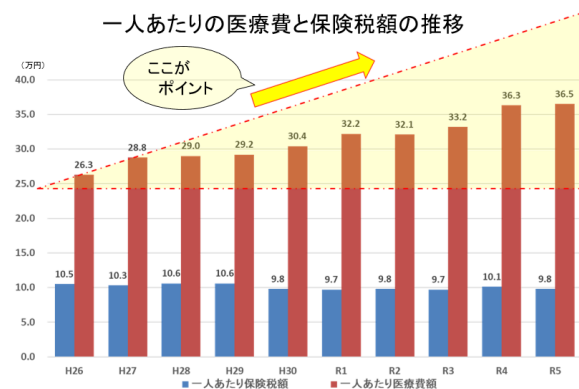


写真：移動販売の様子（事業者提供）

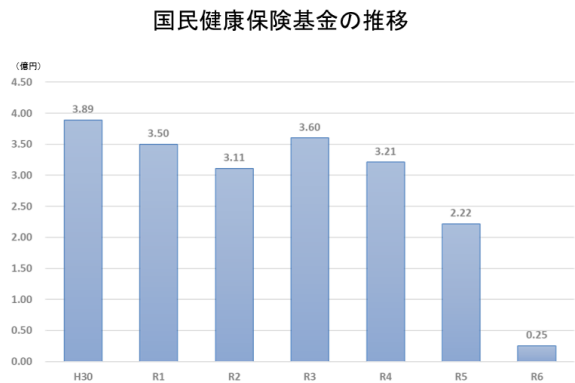
国民健康保険税の税率改定

国民健康保険（国保）は病気やけがに備えて、加入者の皆さんが保険税としてお金を出し合いお医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。

郡上市の国民健康保険の財政状況は、国保加入者が減少していることから保険税収入が減少し、また高齢化や医療の高度化により一人あたりの医療費は増加しているため、非常に厳しい財政運営が続いています。収入不足分については国民健康保険基金を取り崩し運営を行ってきましたが、その基金もほとんどなくなった状況となりました。また将来的に岐阜県内市町村の国民健康保険料（税）の統一化を図ることを目的に県から標準保険料率が示されており、これまでの郡上市の保険税率はこの標準保険料率を大きく下回っている状況です。



・高齢化や医療の高度化などの要因により、一人あたりの医療費は平成26年度から令和5年度の10年間でおよそ39%増加しています。



収入不足分を国民健康保険基金を取り崩し運営を行ってきましたが、令和6年度末で基金残高は2,500万円となりました。

令和7年度の保険税率

区分		改定前 (令和6年度)	改定後 (令和7年度)	県が示す標準保険料率 (参考)
医療費分	所得割	5.60%	7.00%	7.18%
	均等割	25,500円	31,550円	32,649円
	平等割	20,000円	22,650円	23,846円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.20%	2.66%	2.74%
	均等割	14,000円	11,850円	12,377円
	平等割	—	8,700円	9,039円
介護納付金分 (40歳～64歳の人)	所得割	1.80%	2.05%	2.08%
	均等割	16,700円	12,750円	13,349円
	平等割	—	6,500円	7,327円

※将来的に岐阜県内市町村の保険料（税）の統一化を図ることを目的に県から標準保険料率が示されています。

今後も国保加入者数の減少や一人あたり医療費の増加傾向は続く見込みです。国民健康保険の安定した運営と、安心して保険が利用できるよう令和8年度以降も国保特別会計の状況を見ながら税率等の改定について検討していきますので、市民の皆様には、ご理解ご協力をお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 電話 67-1822

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会 ねんりんピック岐阜 2025

清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪



いよいよ開催！

ねんりんピックとは？

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方を中心に、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツ・文化・健康と福祉の総合的な祭典です。

大会期間中は、スポーツ交流大会や文化交流大会、健康フェアなど、多彩なイベントが開催され、地域や世代を超えた交流が広がります。

第37回は岐阜県にて、県内全市町村で56種目（何と！過去最大規模）の競技等が開催されます。

開催期日 令和7年10月18日（土）～21日（火）

郡上市の開催種目は…



●ラグビーフットボール

令和7年10月19日（日）

20日（月）

郡上市高鷺吹高原スポーツ広場



●日本民踊

令和7年10月19日（日）

郡上市総合文化センター

2021大会時の制作作品(社協)

下記のみなさんが大会を盛り上げてくださいます

- ・郡上高等学校芸術創造部（書道）【応援作品制作】
- ・郡上特別支援学校【物販・ドリンクコーナー運営】
- ・高鷺中学校【ラグビーフットボール競技補助員】
- ・八幡中学校【郡上おどり披露】
- ・高鷺北保育園、高鷺保育園【エスコートキッズ】
- ・市内介護事業所【応援作品制作】
- ・郡上市社会福祉協議会【物販】
- ・ぶなの木福祉会【物販】
- ・食生活改善推進員協議会【健康づくりブース】

選手・関係者のみなさんを

郡上市民みなさんでおもてなしの心でお迎えしましょう！！



R6 ラグビープレ大会での高鷺中学生の活躍



【お問合せ先】

ねんりんピック岐阜 2025 郡上市実行委員会
（高齢福祉課内）67-1807



ねんりんピック岐阜
2025の情報は
ホームページへ！

3.【安心できる保健・医療・年金制度の充実】編



① 産後ケア事業で産後早期の育児を応援します

—健康課—

《概要》

産後4か月までのお母さんと赤ちゃんを対象に、日帰りまたは宿泊、訪問で、赤ちゃんのケアや育児相談、授乳・沐浴のアドバイスなどを行います。

（訪問型は産後1年未満まで可能）

	実施施設	利用料金
日帰り型 (デイサービス)	郡上市民病院 こうのとり助産院(美濃市)	1日あたりの費用 15,000 円のうち 自己負担金 2,500 円
宿泊型	郡上市民病院 こうのとり助産院(美濃市)	1日あたりの費用 20,000 円のうち 自己負担金 4,000 円 例：1泊2日の場合 自己負担額 8,000 円

	委託先	利用料金
訪問型	岐阜県助産師会	1回あたりの費用 9,000 円のうち 自己負担金 1,500 円

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 37 万円

※みなさんの税金と国からの補助金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

出産後はホルモンバランスが変化することや、睡眠不足などの要因が重なり、疲れが出やすい時期です。出産後早期からの支援を行うことで、お母さんと赤ちゃんが健やかにすごせ、安心して子育てができることをめざしています。

《担当課からのお願い》

産後の疲れやつらさなどは自分では気づきにくいことや、話しにくいことなどがあります。また、初めての育児のときは特に、不安やつらい気持ちが強く出ることもあります。

どんな小さなことでもいいので、困ったこと・気になることがあるときは周りの人や、医療機関、保健師などに話してみましょう。



② 特定不妊治療費を助成します

—健康課—

《概要》

特定不妊治療を受けてみえるご夫婦に対し、保険診療で実施した特定不妊治療の自己負担額が高額になる方の経済的な負担を軽減するために、以下の助成制度を郡上市で行っています。（岐阜県の助成（岐阜県特定不妊治療費助成事業）を受けた方が対象です。）

助成事業名	特定不妊治療費助成事業
窓口	郡上市役所健康課
対象者 ※右の条件を 全て満たす方	1.特定不妊治療開始時点で法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であり、 令和6年4月1日以降に特定不妊治療を受けた方 2.治療期間から申請時に夫婦どちらかもしくは両方が郡上市内に住所を有する方 3.岐阜県特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方 ※他市町村から同一の特定不妊治療及び男性不妊治療にかかる助成を受けた方、 受ける予定のある方は助成対象外となります。
助成 内容	保険適用された体外受精、顕微授精および男性不妊治療の自己負担額から、 岐阜県の助成（10万円）・高額療養費等を控除した額に対して1回の治療につき、 10万円を上限に助成 ※岐阜県の助成を受け上限額を超えた方に対し、市の助成を行なっています。 ※郡上市の助成を受けるには、先に岐阜県への申請が必要です。

《この事業で使われるお金》

特定不妊治療費助成事業 令和7年度予算額 100万円

※みなさんの税金でまかなわれています。

《担当課からのお願い》

※郡上市の助成を受けるには、先に岐阜県への申請が必要です。

▼岐阜県への申請

〒500-8799 岐阜県岐阜市清住町 1-3-2 岐阜中央郵便局留め

「岐阜県庁（特定不妊治療費補助金交付申請）」宛

※郵送のみでの申請 ※簡易書留にて郵送

▼岐阜県へのお問い合わせ先（特定不妊治療費助成に関すること）

電話：058-213-0806（平日 9～12 時・13 時～17 時）

メール：gifu-josei@assist-g.co.jp

HP：https://www.pref.gifu.lg.jp/page/126449.html

▼不妊・不育症についての相談窓口がありますので、ご利用ください。

『岐阜県不妊・不育症相談センター（岐阜県健康科学センター内）』

メール相談：c11223a@pref.gifu.lg.jp

面接相談：058-389-8258（要予約）（予約受付：月・金曜日のみ）

電話相談：058-389-8258

『このとり応援団ぎふ』を検索してください。



③ 定期予防接種事業（B類）について

—健康課—

《概要》下記の対象の方に定期予防接種を実施します。

ワクチン名	対象者	ワクチンの種類 (製品名)	接種回数	自己負担額
带状疱疹	年度内に 65歳、70歳、75歳、 80歳、85歳、90歳、 95歳、100歳以上 を迎える方	生ワクチン (ピケン)	1回	3,100円
		不活化ワクチン (シングリックス)	2回	7,700円
高齢者肺炎球菌	接種時に65歳以上の方	不活化ワクチン	1回	3,000円
高齢者インフルエンザ	接種時に65歳以上の方	不活化ワクチン	年1回	1,500円
高齢者新型コロナウイルス感染症	接種時に65歳以上の方	不活化ワクチン	年1回	調整中

- ・上記対象のほか、60歳から64歳までの方で心臓・腎臓・呼吸器疾患又はヒト免疫疾患に該当する方も対象となります。(ただし、带状疱疹ワクチンはヒト免疫疾患のみが対象となります。)
- ・高齢者インフルエンザと高齢者新型コロナウイルス感染症の接種期間は、10月から3月となります。
- ・带状疱疹ワクチンや高齢者肺炎球菌については、今までに接種したことがある場合は対象外となります。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 7,122万円

※みなさんの税金と市からの補助金でまかなわれています。



《担当課からのお願い》

ワクチンを接種することで、発症予防や重症化予防が期待されます。郡上市内の指定医療機関は、郡上市のホームページをご確認ください。接種を希望される場合は、直接指定医療機関に予約してください。

④ 特定健診・特定保健指導を行っています

—保険年金課・健康課—

《概要》

市では、平成20年度からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の「早期予防」を目的とした健診を実施しています。国民健康保険加入者や社会保険の扶養家族の方は、市が行う特定健診を受診することができます。

郡上市の特定健診受診率は58.8%（令和5年度の法定報告値）であり、2人に1人以上が受診しています。市では、さらなる健康維持のために、健診の受診啓発に力を入れ、特定健診受診率65%を目指しています。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 3,009万円

※みなさんの税金や国・県の補助金でまかなわれています。

健診にかかる1人あたりの費用

医療機関健診 11,880円

（うち自己負担金 1,000円、みなさんの税金と国や県の補助金から 10,880円）

集団健診 7,802円

（うち自己負担金 700円、みなさんの税金と国や県の補助金から 7,102円）



《この事業のねらい》

特定健診を受けることは、生活習慣を振り返り改善する絶好の機会となります。国民健康保険制度の安定維持を目指して、生活習慣病の予防を進めます。

《腎症重症化予防プログラム》

糖尿病や高血圧による腎症重症化の予防に取り組んでいます。

【対象者】郡上市が実施する健診の結果、高血糖、高血圧又は腎機能低下がみられる方
医療機関を受診されていない方について、電話や訪問での受診のすすめや健康相談を実施しています。

【対象者】糖尿病、高血圧症で治療中の方
医療機関と連携して、保健・栄養指導を実施しています。

⑤ 各種がん検診を行っています

—健康課—

《概要》

検 診	対 象 年 齢 (令和8年3月31日現在)	検 査 方 法
胃がん	40 歳以上	胃部X線（胃バリウム）検査
	50 歳以上	胃部X線（胃バリウム）検査または 胃内視鏡（胃カメラ）検査
大腸がん	40 歳以上	便潜血反応検査
乳がん	40 歳以上の女性※	マンモグラフィー (40～49 歳は2方向、50 歳～は1 方向)
子宮頸がん	20 歳以上の女性※	子宮頸部細胞診
肺がん	40 歳以上	胸部X線撮影、喀痰検査（該当者）

※ 令和7年4月1日現在、40 歳の方は乳がん検診、20 歳の方は子宮頸がん検診が無料で受診できます（無料クーポン券が利用できます）。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 7,291 万円

※みなさんの税金と国や県からの補助金でまかなわれています。



《この事業のねらい》

がんの早期発見・早期治療を目的として行っています。がんは、全国の死亡原因の第1位です。郡上市でも、死亡原因の第1位（令和4年統計）となっています。

《担当課からのお願い》

市では、有効性が確認されたがん検診を実施しています。定期的にごがん検診を受けましょう。また、がん検診を受けられた結果、「要精検」となった場合は、必ず医療機関で精密検査を受けてください。がんによる死亡の半数近くが、がん検診で早期発見できる部位のがんとなっています。

⑥ がん患者の方の医療用補正具の購入費を助成します

—健康課—

《概要》

がん患者の方の医療用ウィッグや乳房補正具の購入費の全額または一部を助成します。

助成の対象となる経費	助成額及び上限額
がん患者の医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用ネットの購入費用	助成対象経費の額 （上限2万円）
がん患者の乳房補正パッドまたは人工乳房及びそれらを固定する下着の購入費用	

《対象》

下記事項のすべてに該当する方が対象です。

- ① 補正具を購入した日および申請時に郡上市に住所がある方
- ② がんの治療（手術、薬物治療、放射線治療など）を受けた方または現在受けている方
- ③ がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除により、治療と就労、社会参加との両立に支障が出るおそれのある方
- ④ 申請を行う補正具について、他県および他市町村の助成を受けていない方

《この事業に使われるお金》

令和7年度予算額 24万円

※みなさんの税金と県からの補助金でまかなわれています。



《担当課からのお願い》

この事業は、がん治療と就労や社会参加の両立を支援することを目的として行うものです。まだ購入されていない方も、お気軽に健康課までお問い合わせください。

⑦ 骨髄移植ドナーと本人が勤務する事業所へ費用を助成します —健康課—

《概要》

毎年少なくとも2,000人もの患者が骨髄移植などを必要としている現状がありますが、ドナー登録から提供につながるケースはまだまだ少ない状況です。その原因のひとつとして、せっかく意思を持ってドナー登録をしても、検査から提供までに要する日数や費用が負担になるのではないかと考えられます。市では、それらの負担を軽減し、ご本人や職場に対してドナー提供を行いやすい環境を整備するために、骨髄提供にかかる費用の助成を行います。

《対象》

助成を受けるドナーおよび事業所の条件は以下のとおりです。

- ①市内に住所があること
- ②20歳～55歳までの健康な人（体重が男性45kg以上、女性40kg以上）
- ③上記に該当するドナーを雇用する事業所（市外の事業所も可）

《助成内容》

- ①ドナー本人に対して 1日あたり2万円で、7日間を限度とします。
- ②雇用事業所に対して 1日あたり1万円で、7日間を限度とします。

あなたのドナー登録を待っている人がいます

命をつなぐ骨髄バンク

《この事業に使われるお金》

令和7年度予算額 21万円

※みなさんの税金と県からの補助金でまかなわれています。



《担当課からのお願い》

第一歩として、まずは骨髄バンクへのドナー登録から始めましょう。



JMDP
日本骨髄バンク

日本骨髄バンク www.jmdp.or.jp

⑧ 健康づくりプロジェクト事業を行っています

—健康課—

《概要》

郡上市に住むすべての人が、健康に関心を持ち、自ら継続して健康づくりに取り組んでいけるような環境づくりを目指して平成30年度から開始された事業です、市民全体の健康増進を図り、併せて企業との協働活動も行っています。

《事業の流れ》

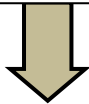
郡上市 HP QRコード

① 健康づくりに関する2人以上のグループを作る



② グループで取り組む健康活動を決めて、市へ登録申請する

<登録審査(郡上市)>

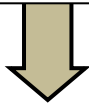


③ 6か月以上、グループで健康活動に取り組む



④ 取り組んだ活動実績を市へ報告する

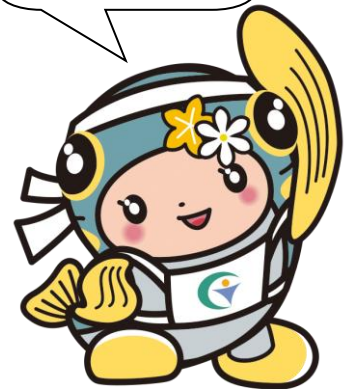
<実績審査(郡上市)>



⑤ 市から実績内容に応じた特典(郡上市商品券)を受け取る



Let's 健活
Get ええもん



《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 12万円 ※みなさんの税金でまかなわれています。

《担当課からのお願い》

家族や身近な仲間とグループを作り、「健康活動」に取り組んで、健康な身体と特典を手に入れましょう。

事業に登録するために必要な書類は、各庁舎でお渡しできます。また、郡上市ホームページからダウンロードすることもできます。

事業について、詳しい情報をお聞きになりたい場合は、健康課までご連絡ください。

⑨ 「食育」を推進します

—健康課—

《概要》

「食」は、人を良くすると書き、おいしく楽しく食べることは、健康で豊かな人間性を育み、健全な生活を送るための重要な役割を果たしています。

市では、令和4年3月に「第3次郡上市食育推進基本計画」を策定しました。

＜3つの基本方針＞

食が育むからだと心の健康づくりをしましょう

食を通して人とのつながりを持ち、食文化を次世代に伝えましょう

食べ物に感謝をし、地域循環型の食環境づくりをしましょう

＜基本施策＞

①健全な食生活の実践

④食に対する感謝の気持ちの育成

②食を楽しみ、豊かな心を培う

⑤地産地消及び特産物の振興

③食文化やわが家の味の継承

⑥食の安全・安心の確保

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 21万円

※みなさんの税金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

市では、食に関わる組織・団体や関係機関のみなさんと一緒に、望ましい食習慣の確立や食文化の継承、食の安全・安心の確保、地産地消の推進、特産品の振興など様々な活動を通して地域に根付いた持続可能な食育の推進に取り組んでいます。



郡上市食育キャラクター
「たーんと君」

みんなで一緒に
取り組もう！

《担当課からのお願い》

「食べることは生きること」

みなさん一人ひとりが主役になって
郡上市の「食育」に取り組みましょう。

一健康課・保險年金課一

- ① 救急医療体制の維持
- ② 医師等、医療従事者の確保
- ③ 確保が難しい診療科の運営（特に小児科、産婦人科）
- ④ へき地医療の確保



《地域医療の確保に使われるお金》

- ① 救急医療運営事業 令和7年度予算額 1,650万円
市内4つの医療機関で休日・夜間の救急医療体制を常に確保しています。
(鷺見病院・八幡病院・郡上市民病院・国保白鳥病院)
- ② 医師確保対策事業 令和7年度予算額 1,182万円
不足する医師や看護師などの医療従事者を安定的に確保するため、大学など医師派遣機関への依頼業務や、市内医療機関への就職を希望する医学生・看護学生等に対する資金貸付制度に充てられます。
- ③ 地域医療確保対策事業 令和7年度予算額 17万円
地域医療を守り育てる郡上市ビジョンや、公立病院改革プランの進捗状況について検討するための、市民を交えた地域医療確保検討委員会を定期的に開催しています。
- ④ 病院事業会計繰出金 令和7年度予算額 11億2,937万円
郡上市民病院と県北西部地域医療センターの基幹病院である国保白鳥病院の運営に必要な費用を一般会計から補い、公立病院経営の安定化を図ります。
救急医療・へき地医療・小児医療、医療機器の整備等の費用に充てられます。
また、郡上市民病院では経営改善計画を策定し、更なる経営改善に努めます。
- ⑤ 国民健康保険特別会計繰出金（直営診療施設勘定）
令和7年度予算額 1億5,436万円
へき地医療を確保するため、国保和良診療所・和良歯科診療所、国保高鷺診療所等の運営に必要な費用を補い、経営の安定化を図ります。

《担当課からのお願い》

市では、市民有志を主体とした「地域医療を守るためのガヤガヤ会」による地域医療フォーラムを各地域で展開してきました。将来の地域医療を確保するため、医療従事者の確保と、働きやすい環境づくりに取り組みます。地域医療に関心を持っていただくとともに、適切な受診と病気の早期発見・早期治療にご協力ください。

⑪ 後期高齢者医療で受けられる健診を紹介します

—保険年金課—

《概要》

後期高齢者医療に加入されている被保険者の方を対象として、「ぎふ・すこやか健診」と「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。

《この事業で使われるお金》

令和7年度予算額 2,486 万円

※岐阜県後期高齢者医療広域連合の委託金

＜健診にかかる1人あたりの費用＞

●すこやか健診

医療機関健診 11,209 円（自己負担金 500 円、委託金 10,709 円）

集団健診 8,250 円（自己負担金 420 円、委託金 7,830 円）

●ぎふ・さわやか口腔健診

6,750 円（自己負担金 300 円 広域化により委託金なし）

委託金でまかなわれているから、少ない自己負担で受診できるのね！



《この事業のねらい》

ぎふ・すこやか健診は、高齢者の方々の生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としており、郡上市の令和6年度の受診率は30.9%とおおよそ3人に1人が受診しています。

ぎふ・さわやか口腔健診は、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病などの予防と健康増進を目的としており、郡上市の令和6年度の受診率は2.6%でした。

令和6年度から広域化が始まり、岐阜県歯科医師会に加入している歯科医院でしたら、どこでも受診することが可能になりました。

《担当課からのお願い》

自立した日常生活をできる限り長く送ることができるよう、年1回は健診を受けて生活習慣を見直しましょう。定期受診するかかりつけ医があっても、健診を受けることは大切です。健康を守り、楽しく明るい自分らしい人生を送ってください。

また、食事を楽しむためには日々の口腔ケアが大切です。広域化でぎふ・さわやか口腔健診が受診しやすくなりましたので、ぜひ健診を活用してください。



⑫ 医療費を限度額まで抑えることができます

—保険年金課—

《概要》

1か月間（同じ月内）で医療費の自己負担額が、限度額（※1）を超えたときは、申請により認められた場合にはその超えた分が後ほど支給されます。

しかし、支給までには、診療を受けた月から3か月以上の期間がかかるため、その負担がご自身やご家族に大きく影響することが考えられます。

入院等で医療費が高額になる場合、予め「認定証」（※2）の交付を受けておくと、医療費の支払いを限度額までに抑えることができます。（※3）

（※1）限度額は、加入者の所得により異なります。（70歳未満は5区分、70～74歳は6区分）

（※2）正式には「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」と言います。

（※3）マイナ保険証で受診する場合は、医療費の支払いを限度額までに抑えることができるため、「認定証」の提示は原則不要です。

《この事業で使われるお金》

郡上市国民健康保険特別会計

令和7年度予算額 4億 1,129万円（高額療養費分）

※みなさんの税金と、国・県の補助金でまかなわれています。



《この事業のねらい》

この制度は、高額な医療費に伴う経済的かつ精神的な負担を軽減することを目的としています。

《担当課からのお願い》

「認定証」や「マイナ保険証」で医療費の支払いを限度額までに抑える仕組みは、日頃から滞納なく国民健康保険税を納められていることが条件となります。経済的理由などで、保険税の納付が困難な場合は、分納誓約により負担を軽減することができますので、ぜひご相談ください。

⑬ 子育て世帯を対象とした給付・保険税負担軽減があります —保険年金課—

1. 出産育児一時金の支給(令和5年度4月から増額)

国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産育児一時金として50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は48万8千円）が支給されます。妊娠85日以降であれば流産・死産の場合にも支給されます。

原則として、国保から医療機関等に直接支払われるため申請は必要ありません。（直接支払制度）

ただし、直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合は申請が必要です。

2. 未就学児の均等割保険料の軽減(令和4年4月から)

国民健康保険税のうち、未就学児にかかる均等割額が10分の5軽減されます。

法定減額制度（世帯の所得に応じて国保税が7割・5割・2割軽減される制度）が適用される世帯については、法定減額制度の各基準に応じた軽減割合を減額後、未就学児にかかる均等割額が10分の5軽減されます。

なお、保険税を決定する際に自動的に反映されるため申請は必要ありません。

※未就学児とは当該年度において6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者のことを言います。

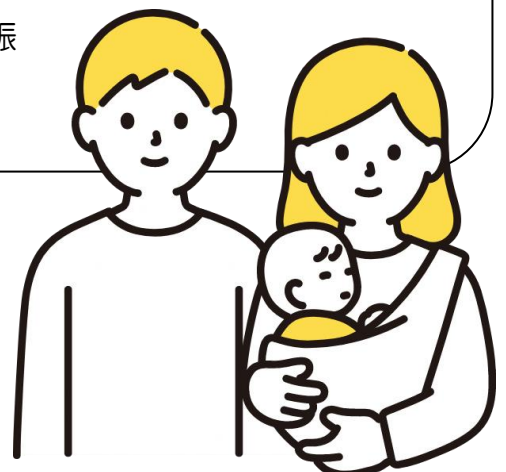
3. 出産時における保険税負担の軽減(令和6年1月から)

国民健康保険の被保険者で出産する予定、または出産した人の産前産後期間相当分の保険税が免除されます。妊娠85日以降であれば流産・死産の場合も対象になります。

- 単胎妊娠の場合→出産予定月の前1か月と後2か月（計4か月）
- 多胎妊娠の場合→出産予定月の前3か月と後2か月（計6か月）

出産予定日の6か月前から申請ができます。

申請には母子手帳など、出産（予定）日および単胎妊娠か多胎妊娠が確認できる書類が必要になります。



⑭ 国民健康保険税の軽減制度があります

ー保険年金課ー

《概要》

「倒産、解雇などによる離職」や、「雇い止めなどによる離職」をされた方に対し、国民健康保険税が軽減されます。

《この事業のねらい》

離職や失業により国民健康保険へ加入することになった際に、高額な保険税がかかることを緩和させるために講じられた制度です。時限的な救済措置であるため、恒久的な軽減を受けることはできません。

《制度の内容》

【対象者】

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格のある方（倒産、解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職をされた方（雇い止めなどによる離職）

※『雇用保険受給資格者証』の第1面「12 離職理由」（H22.2.22以降交付分の新様式）欄、または「13 離職年月日 理由」（新様式以前に交付された旧様式）欄に記載されている番号でコードを確認します。

【軽減額】

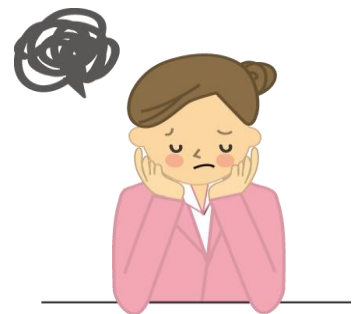
国民健康保険税の基礎算定要素となる、前年の給与所得を100分の30（7割減）と見なして軽減を行います。

【軽減される期間】

離職した翌日から翌年度末の期間です。

※雇用保険を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても軽減されますが、社会保険などに加入するなど、国民健康保険を脱退するとその時点で終了します。



《担当課からのお願い》

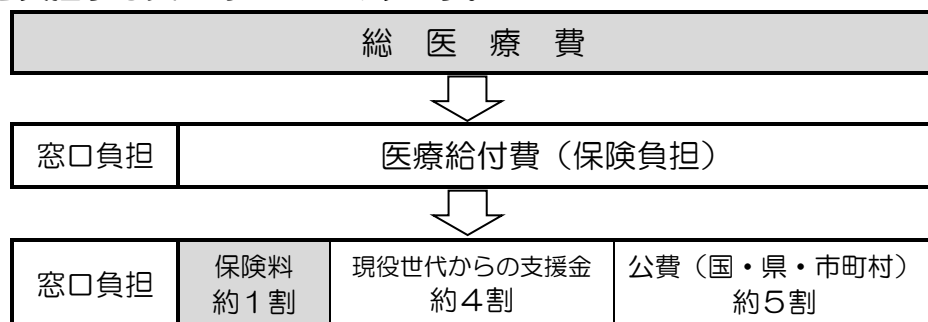
軽減の申請には、「雇用保険受給資格者証（または雇用保険受給資格通知）」が必要となりますので、ハローワークにて交付されましたら、すみやかに担当窓口まで届け出てください。

⑮ 後期高齢者医療制度のしくみはこうなっています

一保険年金課一

後期高齢者医療制度の医療費負担のしくみ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および一定の障がいがある65歳から74歳の方で認定を受けた方が加入する医療保険です。急速な高齢化が進む中、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支えあいのしくみです。



令和7年度の保険料について

後期高齢者医療の保険料は①所得割額と②均等割額の合計で年間保険料を算出しています。また後期高齢者医療制度では、保険料を2年ごとに見直しており、令和6・7年度の保険料は、令和4・5年度と比較すると、下の表のとおりとなります。

区 分	令和4・5年度	令和6・7年度
①所得割額 (被保険者の所得に応じ て負担する金額)	(所得金額－43万円) × 所得割率(8.90%)	(所得金額－43万円) × 所得割率(9.56%)
②均等割額 (被保険者が等しく負担 する金額)	被保険者1人当たり 46,023 円	被保険者1人当たり 49,412 円
年間保険料額の上限 (①+②)	66 万円	80 万円

保険料が上がった理由として、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるように見直されました。また、出産育児一時金を全世代で支える仕組みとして、出産育児一時金に必要な費用の一部（7%※）を後期高齢者の保険料から支援すること等があります。

※令和6・7年度は3.5%

安定した医療制度運営のためご理解をお願いします。

⑩ 医療費適正化の取り組みにご協力をお願いします

ー保険年金課ー

医療費適正化の取り組み

次のような取り組みをしていくことで、医療費の抑制が図られ、結果、みなさんの負担を軽減することに繋がります！

医療機関等の適正受診を！

○重複受診は、やめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかると、同じ検査や処方を再度行うことになったり、薬も二重に処方されたりして、医療費のムダになります。

○重複服薬は、やめましょう

医師の診察と処方を信頼し、むやみに薬を欲しがらないようにしましょう。

薬を余分にもらうと、医療費のムダになります。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬と有効成分が同じで、用法、効能・効果が同等の医薬品として厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、安価な薬です。自己負担額を減らすとともに、医療費の節約に繋がります。

※ジェネリック医薬品の無い薬もあります。希望するときは医師や薬剤師にご相談ください。

○お薬手帳を、1人1冊にまとめて利用しましょう

お薬手帳は、処方された薬の名前・量・日数・使用方法などを記録できる手帳です。1冊にまとめて使うことで、薬の重複や副作用の回避、飲み合わせの確認等ができます。

第三者行為による傷病は届出を！

交通事故など第三者から傷病を受けた場合、その治療にかかる医療費は第三者（加害者）が負担するべきものです。届け出がされずに保険証を使って治療を受けると、本来加害者が負担するべき医療費を、健康保険で負担することになってしまいます。交通事故などにあった時は、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

《第三者行為による傷病となる場合（例）》

- ・交通事故にあったとき
 - ・他人の犬に噛まれたとき
 - ・他人の落下物や設備の欠陥でケガをしたとき
 - ・飲食店で食中毒にあったとき
- など

※示談が成立すると、保険で使った医療費の請求ができなくなってしまうことがありますので、示談の前には必ずご相談をお願いします。

⑰ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行っています

—保険年金課・健康課・高齢福祉課—

《概要》

近年、75 歳以上の人口が増加し、医療費・介護給付費が増大する中、健康寿命を延ばし、社会保障費の安定を図ることが求められています。

そのために、医療・介護・健診のデータから地域の健康課題を分析し、対象者の把握と分析に基づいた事業を推進していく「保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組んでいます。

《この事業に使われるお金》

令和7年度予算額 942 万円（人件費を含みます。）

※みなさんの税金と国や県からの補助金でまかなわれています。

《この事業のねらい》

重点的な個別支援で病気の重症化予防、元気な高齢者全体への普及啓発で健康づくり・介護予防を行います。生活習慣病である高血圧症や糖尿病の重症化予防は透析導入の回避や脳血管疾患の予防につながり、低栄養予防は認知症の予防・転倒骨折の予防につながります。みなさんの健康づくりを支援し、健康寿命の延伸（生涯現役）・そして社会保障費の安定を目指します！

○重点的な個人支援（ハイリスクアプローチ）・・・

健診等の結果、低栄養、身体フレイル状態にある方を把握し、保健師と栄養士が訪問等で食生活等について聞き取り、生活状況のアセスメントを実施、生活改善に向けての相談支援を実施します。

○高齢者全体への普及啓発（ポピュレーションアプローチ）・・・

リハビリ専門職・歯科衛生士・栄養士などが、各地域の高齢者の集まりを利用した、フレイル予防と生活習慣予防についての健康教育・相談（予防啓発活動）を行います。



⑱ これが国民年金のメリットです

一保険年金課一

《概要》

●老後の生活をずっと支える終身の年金制度で、一生涯保障されます。

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と保険料を免除した期間を合算した期間が10年以上あれば受け取ることができます。満額の老齢基礎年金を受け取るには20歳から60歳までの40年間、全期間の保険料を納める必要があります。

令和7年度国民年金保険料 月額：17,510円

老齢基礎年金支給（満額） 年間：831,700円

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は829,300円

障害基礎年金支給額（1級） 年間：1,039,625円

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,036,625円

（2級） 年間：831,700円

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は829,300円

●不測の事態に備える保険としての年金です。

障害基礎年金や、遺族基礎年金を受け取るためには、初診日または亡くなった日が属する月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上が保険料を納めているか、または免除されている期間であること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。納付が困難な時は、未納のままにしておかないで、国民年金保険料の免除・猶予の申請をおすすめします。



《この制度のねらいと課題》

国民年金制度は、長い老後の生活を安心してできるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支える必要があるという考えのもとできた制度です。少子高齢社会となった現在、高齢者の増加と現役世代の人口減少・負担増加が課題となっています。

《担当課からのお願い》

国民年金保険料を長期間納めないと、強制徴収によって被保険者はもとより、連帯納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。

また、納期限の翌日から延滞金が増加される場合がありますのでご注意ください。

⑬ 国民年金の保険料免除・猶予制度があります

—保険年金課—

《制度の概要》

●2年を経過していない期間についてさかのぼって免除申請ができます。

経済的な理由により、毎月の保険料を納めることが困難な場合は、国民年金保険料の免除・猶予の制度があります。被保険者、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予のいずれかを受けることができます。学生の方は「学生納付特例制度」があります。

●災害や失業等による理由でも免除申請ができます。

災害や失業等を理由とした免除（特例免除）は、前年所得にかかわらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられますが、申請時点の前年1月以降に失業等の事由が発生していることが条件となっています。（世帯主・配偶者の所得要件を満たしている必要があります。）また、失業等が分かる書類も必要になります。

●産前産後期間の保険料免除ができます

国民年金第1号被保険者の方で、出産（予定）日のかかる月の前月から4か月間（多胎は出産（予定）日のかかる3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます（平成31年4月以降の期間）。免除が認められた期間の保険料は全額納付されたことと同じとみなされ、将来受けとる年金額に影響はありません。



《この制度の現状と課題》

20歳から60歳までの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。保険料の全額免除を受けた期間の年金額は2分の1（平成21年3月分までは3分の1）となります。また保険料免除を受けていた期間は、年金受給資格期間にも算入されます。

保険料の納付を未納のままにしておきますと、年金受給資格期間を満たすことができなくなり、年金を受け取ることができなくなります。

《担当課からのお願い》

保険料の免除等は、申請が遅れると適用できる期間が短くなりますので、納付が困難な時は早めに免除の申請へお越しください。

4. 行政情報番組

行政情報番組「健ちゃん 福ちゃん」を放送します



市民のみなさんに健康福祉に関する様々なサービスや制度、市民活動をしてくださっている方々を紹介する番組を放送します。

【放送日程と番組内容】

放 送 開 始 日	番 組 内 容	担 当 課
5月31日(土)	ぎふ・さわやか口腔健診	保険年金課
6月14日(土)	あかちゃんふれあい体験を紹介します！	児童家庭課
6月28日(土)	新しい高齢者施策について	高齢福祉課
7月12日(土)	国民健康保険の現状	保険年金課
7月26日(土)	心ほかほか いつも介護をありがとう！第2弾	高齢福祉課
8月 9日(土)	親子で学ぼう五感の話 スーパー食育戦隊GOGO五感ジャー参上！	健 康 課
8月23日(土)	自宅でできる！介護予防体操 (転倒予防体操)	高齢福祉課
9月 6日(土)	親子の遊び場を紹介します！！	児童家庭課
9月20日(土)	認知症事業に関する動画 (世界アルツハイマー月間に合わせて)	高齢福祉課
10月 4日(土)	ねりんピック岐阜 2025 が開催されます！	高齢福祉課
10月18日(土)	こんにちは！食改さんです	健 康 課
11月 1日(土)	自宅でできる、自分でできる介護予防体操	郡上偕楽園
11月15日(土)	健康づくり活動の紹介	健 康 課
11月29日(土)	子育てに必要な3つのゆとり	児童家庭課
12月13日(土)	社協の仕組み	社会福祉課
12月27日(土)	ご存じですか？成年後見制度	社会福祉課
1月10日(土)	包括支援センターPR 動画	高齢福祉課
1月24日(土)	安全においしくご飯を食べよう	郡上偕楽園
2月 7日(土)	ねこの子ネットワークの紹介	高齢福祉課
2月21日(土)	郡上市成年後見支援センター訪問レポート	社会福祉課

※放送は、放送開始日から2週間。1回10分。1日4回放送されます。

※上記番組表は、令和7年5月15日現在のものです。都合により変更となる場合があります。

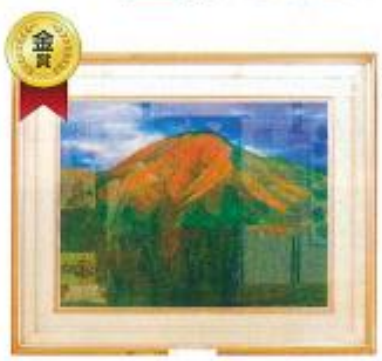
詳細は、広報郡上または郡上ケーブルテレビホームページでご確認ください。

行政情報番組「健ちゃん 福ちゃん」は、郡上市公式 YouTube にて何度でも見るができます。気になる番組がある方は、ぜひ、郡上市公式 YouTube をご覧ください 



【 令和6年度 郡上市シニアクラブ連合会 シニア作品 】

令和6年度は「ねんりんピックはばたけ鳥取 2024」に出展され、「(一社) 長寿社会開発センター 理事長賞」を受賞されました。郡上市シニアクラブ挙げての快挙に心からお喜び申し上げます。

金賞 書の部 仏書 白鳥支部 岩上 清子 	金賞 手工芸の部 晴れ着姿の十二支 白鳥支部 北條 弘子 	金賞 彫刻の部 緑風 明宝支部 熊崎 義登 飛水クラブ作品コンクール 優秀第1席 	美術作品 絵画の部 秋 白鳥支部 大前 肇 
金賞 狂俳の部 楽しい 女三人 話が尽きぬ 武藤清子 八幡支部 武藤 清子 	金賞 短歌の部 文芸作品 飛水クラブ作品コンクール 優秀第2席 大和支部 加藤 直子 	銀賞 写真の部 一網打尽 大和支部 尾藤 知 	

令和7年度の作品は
「ねんりんピック岐阜 2025」に出展予定

5. 【事業一覧】

本文で紹介したものを含め、健康福祉部で行っている事業を紹介します。

『安心して子育てができる環境づくり』のために、こんなことを行っています。

番号	事業名称		事業概要	担当課
①	こども家庭センター	継続	健康課（母子保健部門）と児童家庭課（児童福祉部門）の連携・協働を深め、個々の家庭に応じた、相談体制の強化を図ることにより妊婦期から子育て期にわたって切れ目のない支援を一体的に行います。	児童家庭課 健康課
②	妊婦等包括相談支援事業 妊婦のための支援給付	継続	妊娠期から子育て期のお困りごと・心配ごとに寄り添い、必要な支援につながっていただくため、面談やアンケートを行います。また、面談・アンケートを行った妊産婦等に対し、経済面での支援をします。	健康課
3	養育支援訪問事業	継続	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に、養育支援訪問員が訪問し、家事や育児支援などを実施します。	児童家庭課
4	第2子以降出産祝金事業	継続	令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産された母、またはその配偶者へ現金10万円を支給します。	児童家庭課
5	高等学校就学準備等支援金事業	継続	高校進学や就職等の準備資金に対する、子育て家庭等の経済的負担軽減を図るため、市内在住の中学3年生1人につき3万円の支援金を支給します。	児童家庭課
6	母子寡婦福祉事業	継続	郡上市母子寡婦福祉連合会への補助金等を支給しています。	児童家庭課
7	母子生活支援施設入所措置事業	継続	母子生活支援施設（DV被害者等）が利用できる事業です。	児童家庭課
8	母子家庭自立支援給付金事業	継続	母子・父子家庭について、就労による自立促進を図るため給付金を支給しています。	児童家庭課
9	低年齢児保育対策事業	継続	低年齢児の年度途中入所を促進し、保護者の方がいつでも希望する保育所へ入所できる体制づくりを行うことで、保育所の利便性を高めます。	児童家庭課
10	障害児保育対策事業	継続	障がいのある児童を支援する保育士を雇い入れる私立保育園・認定こども園に対して、担当職員の人件費を補助することで、障がいのある児童の成長発達を促します。	児童家庭課
11	一時預かり事業	継続	保護者の方のさまざまな就労形態、育児疲れ、病気や緊急時などに対応するための一時的な保育サービスを提供しています。	児童家庭課
12	地域子育て支援拠点事業	継続	子育て支援センターや子育てサロン、各私立保育園・認定こども園に、子育て家庭の支援を担当する職員を配置し、育児不安に対する相談・指導、講演会などの実施、子育てに関する情報の提供など、子育て支援を行っています。	児童家庭課
13	子ども・子育て支援事業	継続	「郡上市こども計画」推進のために郡上市子ども・子育て会議を開催します。	児童家庭課
⑭	おむつのサブスク推進事業	拡充	市内の公立保育園、私立認可保育園・認定こども園に入園している0歳児から2歳児クラスの園児が利用するおむつのサブスク利用料を全額補助します。認可外保育施設に通所する子どもへも支援を広げます。	児童家庭課
15	延長保育対策事業	継続	保育園を概ね12時間開所して、保護者の保育ニーズに対応しています。	児童家庭課
16	子育て支援情報発信事業	継続	郡上市の子育て情報を市内外に広く提供するため、「安心子育てガイドブック」に掲載する情報を、スマートフォンで閲覧できる専用サイトを提供しています。	児童家庭課

番号	事業名称		事業概要	担当課
17	ファミリー・サポート・センター事業	継続	子育てのサポートを受けたい方と行いたい方が会員となり、地域で子育て中の家庭を支え合う会員組織です。利用には事前登録が必要です。	児童家庭課
18	病児・病後児保育事業	継続	入院は必要ないが通園通学ができないお子さんを、郡上市民病院、国保白鳥病院内の保育室で保育する事業です。利用には事前登録が必要です。	児童家庭課
19	放課後児童健全育成事業	継続	放課後や夏休み等の小学校休校日に、学校の空き教室などでお子さんを預かる「放課後児童クラブ」を運営する団体へ補助金を交付しています。	児童家庭課
20	児童手当給付事業	継続	高等学校修了程度(18歳に到達した日以後最初の3月31日)までのお子さんを養育している保護者の方に手当を支給する事業です。	児童家庭課
21	児童扶養手当給付事業	継続	ひとり親家庭等に対する自立を支援するために手当を支給する事業です。	児童家庭課
22	民間保育所運営費・私立認定こども園（保育）施設型給付費	継続	保育園・認定こども園ごとに、園児数に応じて保育園・認定こども園を運営する費用を負担します。	児童家庭課
23	保育園管理運営経費	継続	公立保育園の運営経費です。	児童家庭課
24	児童館管理運営経費	継続	はちまん児童館・たかす児童館・たかす北児童館・わら児童館の管理運営経費です。	児童家庭課
25	保育園施設整備事業	継続	公立保育園の施設整備を行います。	児童家庭課
26	子育て短期支援事業	継続	保護者の方の疾病や育児疲れなどで家庭において児童を一時的に養育することが困難になった場合に児童養護施設等において一定の期間お子さんの養育、保護を行います。	児童家庭課
27	福祉医療費助成事業	継続	乳幼児、障がい者、母子・父子家庭の通院・入院に係る医療費について、入院時の食事療養基準負担額を除いた保険適用分すべてを助成します。	社会福祉課
28	福祉医療費助成事業（小中学生・高校生等）	継続	小中学生・高校生等（有職者含む）の通院・入院に係る医療費について、入院時の食事療養基準負担額を除いた保険適用分すべてを助成します。	社会福祉課
29	障害児通所支援等事業	継続	南部と北部の子ども発達支援センターにて、個々の状況に応じたサービス（児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）を提供し、お子さんの成長や発達を支援します。また、お子さんの成長や発達に関する保護者からの相談にも応じます。	社会福祉課
30	乳児家庭全戸訪問	継続	生後4ヶ月までの乳児すべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、発育発達の確認、育児相談を行います。また、母子保健事業や予防接種、子育て支援事業の紹介を行います。	健康課
31	妊婦相談	継続	母子手帳交付時に保健師及び栄養士による相談を行っています。妊娠期の生活や栄養のお話、赤ちゃんへの受動喫煙防止DVD視聴をしていただきます。必要に応じ、こども家庭センターへつなぎ、面接や電話等継続した支援を行います。	健康課
32	乳幼児健康相談	継続	月1回、保健センター等で定期相談を開催し、発育発達、栄養、育児など健康に関する相談を行います。その他に、電話等随時相談を受けています。	健康課
33	子育て世帯訪問支援事業	新規	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等で、特に必要と市が認める家庭へ訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援をします。	児童家庭課
34	こどもの居場所づくり支援事業	新規	市内で活動する子育て支援団体を支援するため、補助金を支給します。	児童家庭課

○のついた事業は、本文で紹介した事業です。

『安心して暮らせる社会づくり』のために、こんなことを行っています。

番号	事業名称		事業概要	担当課
①	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	継続	地域の過疎化や高齢化等が起因して、住民が抱える生活課題は複雑化・複合化する傾向にあります。多様化する支援ニーズに対応するためには、包括的な支援体制（重層的支援体制）の構築が必要とされており、支援関係機関の連携強化などによる段階的な体制整備を行います。	社会福祉課
②	障がい者総合相談窓口の開設	継続	障がいのある方が地域で自立した活動ができるように、また、障がい者虐待防止や成年後見の取り組みなど、障がい等のある方の権利を守るための事業を行います。	社会福祉課
3	障害者手帳の申請・交付事務	継続	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付事務をしています。	社会福祉課
4	郡上市地域自立支援協議会	継続	障がいのある方の生活支援を通じて、住みやすい地域づくりを目指し、郡上市地域自立支援協議会を組織しています。この協議会は、困難ケースの検討やサービス担当者会議など、必要に応じて保険・福祉・医療・教育などの担当者が集まり開催します。	社会福祉課
⑤	障がい者自立支援給付事業	継続	障がいのある方の自立を支援するために、障害者総合支援法に基づく各種生活支援サービスを給付しています。	社会福祉課
6	障がい者地域生活支援事業	継続	移動支援・訪問入浴・日常生活用具給付・日中一時支援などのサービスを実施しています。	社会福祉課
⑦	障がい者相談事業	継続	障がいのある方の様々な相談・援助を行う身体・知的障害者相談員の活動を支援します。	社会福祉課
⑧	特別障害者手当等支給事業	継続	重度の障がいがある方などの生活を支援するための手当を支給しています。	社会福祉課
⑨	在宅障がい者交通費助成事業	拡充	在宅において障がいのある方が、障がいに起因して通院や通所をすることにに対し、交通費の一部を助成しています。	社会福祉課
10	ニュー福祉機器助成事業	継続	身体に障がいのある方が自立に資する目的でパーソナルコンピューター等の先進的福祉機器の購入をする場合に、費用の一部を助成します。	社会福祉課
11	重度身体障がい者介助用自動車購入助成事業	継続	障がいのある方を介護する方が運転する車を、車いすのまま乗れる車両等に改造、または改造された車両を購入する場合に、経費の一部を助成します。	社会福祉課
12	要電源重度障がい児者災害時等非常用電源設備事業	継続	常時、人工呼吸器等の電源を必要とし、在宅で生活する重度障がい児者に対し非常用電源（自家発電機等）の購入費の一部を助成します。	社会福祉課
13	難聴児補聴器購入助成事業	継続	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び更新、修繕の費用の一部を助成します。	社会福祉課
14	身体障害者福祉関係団体補助金事業	継続	各種障害団体の活動事業に対して補助金を交付しています。	社会福祉課
15	成年後見制度利用支援事業	継続	認知症や知的障がいなどのある方が成年後見制度を申請するための費用の一部を助成しています。	社会福祉課 高齢福祉課
16	社会福祉協議会活動事業	継続	社会福祉法人郡上市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動事業に対して、補助金を交付しています。	社会福祉課
17	民生委員・児童委員協議会	継続	市民の最も身近な存在として、高齢者等に対し民生委員・児童委員が市民の立場に立って必要な相談援助活動をしています。	社会福祉課

番号	事業名称		事業概要	担当課
18	遺族会活動事業	継続	郡上市遺族会が実施する活動に対して補助金を交付しています。	社会福祉課
19	災害見舞金支給経費	継続	災害（火災）などで全壊、全焼等の被災された方に見舞金を交付しています。	社会福祉課
20	災害援護資金貸付事業	継続	大規模災害により被災された方に住宅等の再建資金を貸し付けています。	社会福祉課
21	郡上市被災者生活・住宅再建支援事業	継続	被災された市民に対する生活物品援助、住宅再建費用を一部助成しています。	社会福祉課
22	見守り支援ネットワークによる災害時避難行動要支援者対策	継続	災害時に一人では避難が難しく支援を必要とされる高齢者や障がい者の方を対象に、普段の見守りや災害時の支援のため「要支援者名簿」の登録を進めるとともに、「要支援者マップ」を作成し、自治会・民生委員児童委員・消防団等と情報を共有しています。	社会福祉課 高齢福祉課
23	生活困窮者自立相談支援事業（ふくし相談支援センター）	継続	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護にいたる前の段階で、生活の困りごとへの相談事業を実施しています。	社会福祉課
24	生活保護扶助経費	継続	生活保護の制度に基づき、経済的に困窮する方の最低限度の生活を支援するため生活扶助費等を支給しています。	社会福祉課
25	生活支援給付経費	継続	中国残留邦人等の方に生活支援給付金等を支給しています。	社会福祉課
26	生活保護受給者等の健診に係る自己負担助成	新規	生活保護受給者および中国残留邦人の方が受ける各種健診（検診）の自己負担額を助成しています。	健康課 保険年金課
27	住宅・生活支援扶助経費	継続	住宅を喪失、または喪失のおそれがある就労可能な方に住居確保給付金の支給を行っています。	社会福祉課
28	配食見守りサービス事業	継続	自宅での調理が困難な一人暮らし要介護高齢者等に対して、食事を配達することで、健康の維持と自立生活の継続を支援するとともに、定期的な見守りを行います。	高齢福祉課
29	在宅高齢者交通費助成事業	拡充	家庭において送迎することが困難な高齢者に対して、社会生活上必要な外出に係る交通費の一部を助成します。	高齢福祉課
30	緊急通報システム事業	継続	ひとり暮らしの虚弱な高齢者の方等、または、ひとり暮らしの重度身体障がい者の方に、緊急通報端末（緊急時や相談時に市役所や消防署につながる装置）を貸し出します。	高齢福祉課
31	シニアクラブ助成事業	継続	シニアクラブの活動に対して助成します。	高齢福祉課
32	長寿者褒賞事業	一部継続	100歳を迎えた方を表敬訪問してお祝いします。	高齢福祉課
33	シルバー人材センター助成事業	継続	健康で働く意欲のある高齢者の方々が、今までの知識や経験を生かして就業することで地域社会に貢献することを目的とするシルバー人材センターの活動費用を助成します。	高齢福祉課
34	社会福祉法人等による介護サービスの利用者負担軽減	継続	介護サービスを提供する社会福祉法人等が、低所得者の利用者負担を軽減するためにかかった費用の一部を公費で補填します。	高齢福祉課

番号	事業名称		事業概要	担当課
35	介護予防ケアマネジメント事業	継続	介護認定で要支援1、2と認定された方や総合事業対象者に対し、自立した生活を継続するための介護予防ケアプランを作成します。	高齢福祉課
36	一般介護予防事業	継続	各地域における高齢者の方の運動機能、口腔、栄養を維持向上させるための活動を行う住民主体の通いの場の創設や継続支援を行います。また、相談窓口や個別支援の介護予防教室を開催します。	高齢福祉課
37	ミニデイサービス事業	継続	送迎付きの運動を中心としたメニューを提供する、半日程度の通所サービスを実施します。	高齢福祉課
38	家事サポートサービス事業	継続	掃除や買い物などを行うことが困難な一人暮らし高齢者等に対し、自宅を訪問して家事支援を行うサービスを実施します。	高齢福祉課
39	地域包括支援センター業務	継続	保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となってそれぞれの専門性を生かして、高齢の方やその家族等の様々な悩みに対応します。	高齢福祉課
40	介護サービス相談員派遣事業	継続	介護サービス事業所等へ訪問またはオンライン面会により利用者から相談・要望等をお聞きし、事業者伝えるなどして両者の橋渡し役となる「介護サービス相談員」を派遣します。	高齢福祉課
41	介護職員初任者研修受講費用助成	継続	郡上市内で介護関係の仕事に就きたい方や、在宅で介護する人で介護技術を修得したい方が介護職員初任者研修を受講し修了した場合に、取得にかかった費用を助成します。（補助率10/10、上限10万円）	高齢福祉課
42	介護職員奨学金返済支援事業	継続	介護職員として郡上市内の介護事業所で働きながら奨学金を返済する方に対して、学校在学中に貸与を受けた奨学金の返済を支援します。	高齢福祉課
43	地域包括ケア体制の構築	継続	医療・介護・介護予防・生活支援などが一体的に提供されるよう、職能団体・介護サービス事業所・民生委員・社協等との連携強化を図り、地域の包括的支援ネットワークを構築します。	高齢福祉課
44	認知症の人やその家族の支援	継続	認知症地域支援推進員を配置し、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族をあたたかく見守る「認知症サポーター」を養成します。また、認知症の人やその家族を支える「認知症カフェ（良力フェ）」を開催やその支援を行います。	高齢福祉課
45	認知症の早期発見・早期対応	継続	認知症の早期発見・早期対応を行う、認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置します。	高齢福祉課
46	生活支援体制整備事業	継続	住民主体による高齢者の生活支援サービスを拡大するため、ニーズの把握、担い手の育成、関係者間のネットワーク構築、活動の支援などを行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進する。	高齢福祉課
47	在宅医療・介護連携推進事業	継続	高齢者を支える多くの専門職が連携できる仕組みを作ることにより、高齢になっても、障がいがあっても暮らし続けられる地域づくりを進めます。	高齢福祉課
48	成年後見制度利用促進事業	継続	ひとり暮らし高齢者の増加を受け、消費者被害やセルフネグレクトなどの問題が表面化しています。本人の生活を守り権利を擁護する有力な手段である成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関の設置、協議会の運営など、ネットワーク体制を構築しています。	高齢福祉課
49	ねんりんピック開催事業	継続	今年度開催のねんりんピック岐阜2025において、郡上市ではラグビーフットボールと日本民謡を開催します。	高齢福祉課
50	介護サービス事業所合同研修会	継続	市内の介護職員が学ぶ機会を設けることに対して、費用の負担をします。	高齢福祉課
51	高齢者買い物あんしんサポート事業	新規	生鮮食料品や日用雑貨等の移動販売及び高齢者等の生活見守り活動を行う個人事業主に対して、移動販売車の購入補助、奨励金交付の支援をします。	高齢福祉課
52	いのち支え合い虐待防止推進協議会	継続	自殺予防、児童虐待・DV防止、高齢者虐待防止、障がい者虐待防止に対し、各機関・団体が相互に連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。	健康課 児童家庭課 高齢福祉課 社会福祉課
53	自殺予防対策事業	継続	各機関・団体が連携協力し、心の健康づくりや病気の理解の普及啓発、自殺対策を支える人材育成、相談体制の充実を図り、悩んでいる人や遺族を孤立させない体制づくりを進めています。	健康課



○ のついた事業は、本文で紹介した事業です。

『 安心できる保健・医療・年金制度の充実 』 をめざして、こんなことを行っています。

番号	事業名称		事業概要	担当課
1	高額療養費貸付事業	継続	高額な医療費が掛かった際、その医療費を負担できない場合に一定の要件を満たした方に対して費用の貸付を行っています。	社会福祉課
2	介護保険制度	継続	高齢者の方の介護サービスや介護支援を保障する社会保険制度です。	高齢福祉課
3	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定・推進	継続	「高齢者を含むだれもが支え合いながら、安心して暮らし続けられるまち」を目指した計画をみなさんと共に推進します。	高齢福祉課
4	乳幼児健診	継続	3か月・9か月・1歳半・3歳児健診を実施し、保護者の方と共にお子さんの健やかな成長を確認し育児を支援します。	健康課
5	母子歯科検診	継続	歯科診療機関で妊婦歯科検診・2歳児歯科検診を実施し、妊娠期・幼児期からの歯の健康づくりを支援します。	健康課
6	妊婦健診	継続	妊婦健診費用を14回助成し、妊婦さんと赤ちゃんの健康管理を支援します。	健康課
7	新生児聴覚検査費用助成	継続	新生児の聴覚検査の費用の一部を助成します。	健康課
8	母子1箇月健診	継続	母子1箇月健診の費用を助成し（上限11,000円）、産婦さんと赤ちゃんの健康管理を支援します。	健康課
⑨	産後ケア事業	継続	産後1年未満のお母さんと赤ちゃんのケアや育児相談（授乳・沐浴など）等が、日帰りまたは宿泊、訪問で受けられます。	健康課
⑩	特定不妊治療費助成事業	継続	健康保険が適用された特定不妊治療費が高額になる方の経済的な負担を軽減するための支援です。岐阜県からの助成を受け上限額を超えた方に対し、市から10万円を上限に助成します。	健康課
⑪	定期予防接種事業	継続	市内医療機関で対象年齢となる方の予防接種を実施し、感染症からみなさんを守ります。	健康課
12	任意予防接種費用助成	継続	幼児のおたふくかぜの予防接種費用、小学6年生以下のお子さんの2回目と、中学生と妊婦さんの1回のインフルエンザ不活化ワクチン、小児インフルエンザ生ワクチンの予防接種費用の一部を助成します。	健康課
⑬	特定健診・特定保健指導	継続	生活習慣を早期に見直すため、メタボリックシンドロームに着目した健診・健康相談を実施します。	健康課 保険年金課
14	30歳代基本健診	継続	生活習慣病の早期予防を目指して、30歳代の方の基本健診を実施しています。	健康課
15	歯周病健診	継続	生涯を通じて歯・口腔の健康を保つため、歯周病検査や生活習慣の改善に向けた歯科口腔保健指導を行います。	健康課
⑬	がん検診	継続	がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減らすために、胃・大腸・子宮・乳房・肺がん検診を実施しています。	健康課
⑬	がん患者医療用補正具購入費助成事業	継続	がん患者の方の治療と就労、社会参加を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや乳房補正具の購入費の全額又は一部を助成します。	健康課
⑬	骨髄移植ドナー等助成事業	継続	骨髄移植ドナー本人およびドナーが勤務する事業所に対し費用助成を行います。	健康課
19	骨粗しょう症検診	継続	骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に伴う骨折を予防します。	健康課
20	健康相談	継続	さまざまな年齢層の方を対象に、心身の健康相談を実施しています。	健康課
21	健康教育	継続	食を題材に健康づくり全般を学ぶ栄養教室や、生活習慣病予防について学ぶ健康講座などの健康教育を実施しています。	健康課

番号	事業名称		事業概要	担当課
22	訪問指導	継続	さまざまな年齢層の方を対象に、ご家庭を訪問して心身の健康を支援します。	健康課
23	腎症重症化予防プログラム	継続	糖尿病や高血圧による重症化を予防するために、医療機関受診の勧めや医療機関と連携しての保健、栄養相談を実施しています。	健康課 保険年金課
24	健康づくりプロジェクト事業	継続	2人以上の市民グループによる健康づくり活動に対する支援として、活動実績に応じた特典を付与します。	健康課
25	結核予防事業	継続	結核検診を実施し、結核の早期発見・治療に結びつけます。	健康課
26	郡上市食育推進事業	継続	「みんなでつくる郡上の食育」を目指し、みなさんと共に食育推進に取り組みます。	健康課
27	医師等確保対策事業	拡充	地域医療体制を確保するため、大学への医師派遣依頼や、看護師等医療従事者をめざす学生に対する修学資金の貸付をします。	健康課
28	病院事業会計繰出金	継続	2つの公立病院運営に必要な経費を補い、安定経営の維持に努めます。	健康課
29	国民健康保険特別会計繰出金	継続	国保診療所の運営に必要な経費を補い、へき地医療体制を維持します。	保険年金課 健康課
30	未熟児の養育医療給付と訪問指導の実施	継続	未熟児で生まれた赤ちゃんを養育医療給付と訪問指導で支援します。	健康課
31	国民健康保険事業の運営に関する協議会	継続	国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者代表、保険医・保険薬剤師の代表、公益代表、被用者保険代表の各委員で、事業運営の重要事項について審議しています。	保険年金課
32	総合保健事業	継続	へき地における高齢者支援センター等で保健指導事業や保健増進事業を行っています。	保険年金課
33	ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診	継続	後期高齢者医療に加入されている被保険者の方を対象として、「ぎふ・すこやか健診」と「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。	保険年金課
34	高額療養費の限度額申請	継続	入院や手術などで高額な医療費が掛かる際に、予め郡上市へ限度額認定証の交付を申請することにより、医療機関窓口での負担を軽減することができます。	保険年金課
35	出産一時金、葬祭費の支給制度	継続	国民健康保険の被保険者が出産したとき出産育児一時金が支給されます。国民健康保険の被保険者が亡くなられたとき喪主に対して葬祭費が支給されます。	保険年金課
36	国民健康保険税の軽減措置	継続	自己都合によらない理由により離職を余儀なくされ、国民健康保険へ加入することになった際、国民健康保険税が軽減されます。	保険年金課
37	後期高齢者医療制度	継続	後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および一定の障がいがある65歳から74歳の方で認定を受けた方が加入する医療保険制度です。	保険年金課
38	高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施	継続	高齢者の健診の結果から低栄養の状態にある対象者に対し、個別に保健師や栄養士等から健康支援を行います。また元気な高齢者を対象にリハビリ専門職・歯科衛生士・栄養士等からフレイルや生活習慣病を予防するための啓発活動を行います。	保険年金課 健康課 高齢福祉課
39	国民年金保険料の免除・猶予制度	継続	保険料の納付が困難な場合、申請により一部免除や全額免除または猶予を受けることができる制度です。	保険年金課

○ のついた事業は、本文で紹介した事業です。



ひとりで悩まないで！

郡上市版 R7年1月

こまっていることはありませんか？
あなたやあなたの身近な人にいつもと違う様子はありませんか？



悩みを抱えたとき、つらいとき、こころの病気かもしれないと思うときなどに相談できる窓口を紹介します。
自分自身のことだけでなく、家族や仲間など身近な人についても相談もできます。お気軽にご相談ください。

ここからだについての相談 相談は原則無料です（一部有料のものもあります）

相談窓口	相談日時、相談場所、内容等	所在地、連絡先
健康相談	保健師による相談（電話・面接）面接は要予約 月～金曜日 8時30分～17時15分 大和保健福祉センターやまつつじ、各振興事務所	大和保健福祉センターやまつつじ TEL0575-88-4511
臨床心理士等 による相談	面接による相談 要予約 月、火曜日 9時～17時 大和保健福祉センターやまつつじ等	大和保健福祉センターやまつつじ TEL 0575-88-4511
こころの 健康相談	精神科医による専門相談 要予約 原則毎月第3金曜日 13時20分～15時 各保健センター等	関保健所健康増進課保健予防係 TEL（代）0575-33-4011 大和保健福祉センターやまつつじ TEL 0575-88-4511
医療・ 生活相談	精神保健福祉士による医療・生活相談 24時間対応（来所による登録が必要です）	地域生活支援センターすいせい 郡上市美並町白山847-1 TEL 0575-79-2304
労働者の 健康相談	小規模事業場の事業者・労働者の健康管理全般につ いての相談、医師による産業保健指導、個別面接指導 月～金曜日 要予約	郡上地域産業保健センター 郡上市八幡町小野3-2-13 明鳳ビル TEL0575-65-5908
電話相談	◎「岐阜いのちの電話」へのフリーダイヤル ◎「岐阜いのちの電話」 インターネット相談 月～日曜日 19時～22時、 第1・第3土曜日 8時～22時 ◎「いのちの電話」フリーダイヤル 毎日午後4時～午後9時 毎月10日午前8時～翌日の午前8時	◎岐阜いのちの電話フリーダイヤル TEL 0120-434-376 ◎岐阜いのちの電話（有料） TEL 058-277-4343 ◎いのちの電話（日本いのちの電話連盟） TEL 0120-783-556

困りごとの相談機関 相談は原則無料です（一部有料のものもあります）

○労働問題（いじめ、ハラスメント、過重労働など）就職・就労、人権、女性

相談機関	日時等	所在地、連絡先
岐阜八幡労働基準監督署	月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎 TEL 0575-65-2101
ハローワーク岐阜八幡	月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎 TEL0575-65-3108
岐阜地方法務局八幡支局	月～金曜日（面接・電話） 8時30分～17時15分	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎 TEL 0575-67-1411 ビダ作 0570-003-110
岐阜県女性相談支援 センター	電話相談 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～18時 面接相談 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時（要予約）	TEL 058-213-2131

○多重債務（返しきれない借金・カードローン等）・消費生活（訪問販売、通信販売、身に覚えのない請求メール・はがき等）の問題について

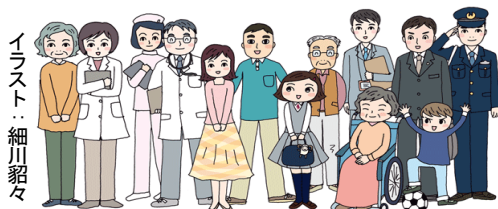
相談機関	内容、日時、相談場所等	所在地、連絡先
社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会	無料法律相談（要予約） 原則毎月第3火曜日 13時～17時 （相談時間は30分） 各地域を巡回します	郡上市大和町徳永 585 TEL 0575-88-9988
郡上警察署	警察安全相談 月～金曜日 8時30分～17時15分 ※緊急の場合、24時間対応可能	郡上市八幡町中坪 3-3-1 TEL 0575-67-0110
郡上市役所総務部総務課 消費生活相談窓口	月～金曜日（祝日・年末年始は除く） 8時30分～17時15分	郡上市八幡町島谷 228 TEL 0575-67-1832
岐阜県 県民生活相談センター	平日 8時30分～17時 土曜日 9時～17時（電話のみ） （祝日・年末年始及び会館休館日を除く）	岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階 TEL 058-277-1003
岐阜県弁護士会	毎週木曜日 13時～16時 郡上市総合文化センター 相談は有料。30分で5,500円（税込） 開催日前日までに電話で予約 受付：平日9時～17時	岐阜市端詰町 22 TEL 058-265-0020
岐阜県司法書士会 （司法書士総合相談センター）	毎月1回いずれかの土曜日9時15分～11時55分 （相談は無料。相談時間は原則30分） 郡上市総合文化センター http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/soudan 予約はWebのみ（予約受付は5日前まで）	岐阜市金竜町 5-10-1 TEL 058-248-1715

○高齢者介護・子どもの問題、生活困窮者、障がい者、その他

相談機関	日時等	所在地、連絡先
郡上市 地域包括支援センター	高齢者の総合相談（相談に迷ったらまずは 包括支援センターへご相談ください） 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～17時15分 	郡上市八幡町島谷 228 TEL 0575-67-0008
社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会 ふくし相談支援センター	心配ごと相談 生活の不安や困りごとなどの心配ごと相談、家 計や就労など生活困窮に関する相談支援 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時	郡上市大和町徳永 585 TEL 0575-88-9988
社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会 郡上市成年後見支援センター	「成年後見制度」などに関する相談 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～17時30分	郡上市大和町徳永 585 TEL 0575-88-9988
郡上市役所健康福祉部 児童家庭課	家庭児童相談 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～17時15分	郡上市八幡町島谷 228 TEL 0575-67-1817
郡上市役所健康福祉部 社会福祉課 （基幹相談支援センター）	生活困窮者、障がい者などの相談 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～17時15分	郡上市八幡町島谷 228 TEL 0575-67-1811
岐阜県 中濃子ども相談センター	子どもの相談 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～17時15分	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 TEL（代）0574-25-3111
NPO法人 生活支援ネット・ぐじょう	障がいをお持ちの方、ご家族の相談支援 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時	郡上市大和町徳永 368-1 TEL 0575-88-2219 携帯 090-4117-5212

郡上市内のこころの医療機関 相談は有料です

名 称	電 話	所在地
慈恵中央病院 精神科・心療内科	0575-79-2030	郡上市美並町大原1-1
郡上市民病院 心療内科・精神科	0575-67-1611	郡上市八幡町島谷 1261



▼ 郡上市ホームページでも紹介しています



『郡上市 こころ 相談』
で 検索

郡上市役所健康課

社会福祉課	・ ・ ・ ・ ・	67-1811
児童家庭課	・ ・ ・ ・ ・	67-1817
高齢福祉課	・ ・ ・ ・ ・	67-1807
保険年金課	・ ・ ・ ・ ・	67-1822
健康課（本庁）	・ ・ ・ ・ ・	67-1834
健康課（大和保健福祉センターやまつつじ）	・ ・ ・ ・	88-4511
郡上偕楽園	・ ・ ・ ・ ・	88-2048
県北西部地域医療センター和良診療所	・ ・ ・ ・	77-2311



この小冊子は、健康福祉部の施策等を市民のみなさんにわかりやすくお伝えするため平成 21 年度に初版を発行、その後、新規・拡充事業を加えて、今年度の「お伝えしたい情報」をまとめたものです。

紹介します 郡上市の健康福祉 令和 7 年度版

令和 7 年 6 月 発行

編集・発行 郡上市健康福祉部
〒501-4297
郡上市八幡町島谷 228 番地
電話 0575-67-1121(代表)

令和 7 年度編集スタッフ

川嶋 志友生	(高齢福祉課)
古川 麻友	(児童家庭課)
細川 珠代	(社会福祉課)
遠藤 辰則	(保険年金課)
羽土 明香里	(健康課)

みんなで創り
みんなで育む
安心して暮らし
続けられるまち
郡上

—紹介します郡上市の健康福祉—



郡上市 健康福祉部